資料No.1

区連会5月定例会資料
令 和 3年５月20 日
区 連 会 事 務 局

令和3年度栄区連合町内会役員の選任について

※敬称略

役 職 名	氏　　名 （ 地　　区 ）
会　　長	細　田　　利　明 （本郷中央連合町内会自治会長）
副 会 長	芦　川　　弘 （上郷東連合町会長）
幹　　事	田　中　　健　次 （小菅ヶ谷連合町内会自治会長）
幹　　事	山　田　　直　樹 （本郷第三連合町内会長）
幹　　事	黒　木　さ ち 子 （上郷西連合町会長）
会 計 監 査	横　川　　恵 （豊田連合町内会自治会長）
会 計 監 査	指　田　　弘 （笠間連合町内会自治会長）

令和3年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等

各種団体名	役職名	就任者 （敬称略）
栄区社会福祉協議会	理事	田中
	評議員	横川・山田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	細田
	副支会長	山田・黒木
	委員	田中・芦川 横川・指田
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員	細田・芦川
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監事	黒木・芦川
	委員	細田・山田 横川・指田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委員	横川
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監事	黒木
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委員	黒木
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会長	山田
	委員	指田
栄防犯協会		細田 芦川・田中 山田・黒木 横川・指田
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理事	田中
栄交通安全協会	理事	指田
読書活動推進連絡会議	委員	横川

栄 区 連 会 配 布 資 料 (5月)

資料No.2

栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和3年			令和2年 4月末累計	対前年比(件)
	4月件数	先月末累計	4月末累計		
全認知件数	28	94	122	109	13
凶悪犯	1	1	2	0	2
粗暴犯	1	3	4	4	0
窃盗犯	19	63	82	81	1
侵入盗犯	5	17	22	14	8
空き巣	1	3	4	9	-5
その他	4	14	18	5	13
乗り物盗	4	8	12	22	-10
自転車	3	5	8	21	-13
オートバイ	1	2	3	1	2
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	10	38	48	45	3
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	5	6	2	4
車上ねらい	3	8	11	6	5
自動販売機ねらい	0	2	2	0	2
その他	6	23	29	37	-8
知能犯	3	8	11	9	2
詐欺	3	3	6	8	-2
その他	0	5	5	1	4
風俗犯	1	3	4	2	2
その他の刑法犯	3	16	19	13	6
占有離脱物横領	0	1	1	2	-1

※ 参考事項

○ 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
○ 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
○ 窃盗犯
- 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
- 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
- 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど

○ 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
○ 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
○ その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和3年4月末現在(暫定値) 10,731件(前年比 -875件、-7.5%)

2　刑法犯検挙状況(4月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	67	20	54.9%
窃盗犯	49	8	59.8%

3　人身交通事故発生状況(4月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	67	−1	28件	27件
死者	0	±0	0	0
負傷者	75	−1	20人	26人

4　特殊詐欺の認知状況

令和3年4月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	369	5億7,092万円
オレオレ詐欺	85	2憶0,776万円
預貯金詐欺	105	1憶0,075万円
架空料金請求詐欺	28	1憶1,941万円
融資保証金詐欺	4	169万円
還付金詐欺	77	7,154万円
その他の手口	3	293万円
キャッシュカード詐欺盗	67	6,681万円

令和3年4月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	6	710万円
オレオレ詐欺	2	300万円
預貯金詐欺	3	180万円
架空料金請求詐欺	0	
融資保証金詐欺	0	
還付金詐欺	0	
その他の手口	0	
キャッシュカード詐欺盗	1	230万円

5　警察からのお知らせ

(1)　学校生活にも慣れ、7歳の子供が交通事故に合う件数が多くなっています。
栄区の皆さんが一丸となって子供を交通事故から守りましょう。
高齢者関係事故及び二輪車関係事故が多く発生しています。
二輪車の関係する右直事故、高齢者の道路横断中の事故が多く発生しているので注意して下さい。
横断歩道は、歩行者が優先です。
運転者も歩行者もお互いにルールを守ることが重要です。
習い事等の送迎時に、車の陰から飛び出す事故が発生しています。違法駐車はやめましょう。

(2)　栄区内において車上ねらいが増えています。
短時間でも車両から離れる時は、完全に窓を閉め、施錠するようにして下さい。
貴重品やバック等を車内に置きっぱなしにせず、自宅へ持ち帰るようにして下さい。
盗難警報器や動体検知機能が搭載されたドライブレコーダーなどの設置の検討もお願いします。

別添資料1

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、4月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町	1								7	8
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目									6	6
	小菅ヶ谷2丁目							1		1	2
	小菅ヶ谷3丁目									2	2
	小菅ヶ谷4丁目				1			1			2
	小山台1丁目										0
	小山台2丁目										0
上郷	犬山町								1	1	2
	尾月	1									1
	上之町										0
	亀井町									2	2
	桂台東										0
	桂台西1丁目		1					2			3
	桂台西2丁目								1		1
	桂台南1丁目										0
	桂台南2丁目										0
	桂台北								1		1
	桂台中									2	2
	公田町					2	2	1	1	5	11
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						4				4
	笠間2丁目						1				1
	笠間3丁目									2	2
	笠間4丁目									2	2
	笠間5丁目						1			2	3
田谷	田谷町							1		3	4
	金井町							2		3	5
	長尾台町								1	2	3

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋　1丁目										0
	元大橋　2丁目										0
	中野町							1		4	5
	若竹町									2	2
	柏陽									2	2
	鍛冶ヶ谷　1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷　2丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町									8	8
上郷・庄戸	野七里　1丁目					1				1	2
庄戸	野七里　2丁目										0
	庄戸　1丁目		1								1
	庄戸　2丁目										0
	庄戸　3丁目		1						1		2
	庄戸　4丁目									1	1
	庄戸　5丁目									1	1
	東上郷町										0
	長倉町									1	1
豊田	本郷台　1丁目										0
	本郷台　2丁目									1	1
	本郷台　3丁目									1	1
	本郷台　4丁目		1								1
	本郷台　5丁目										0
	飯島町									17	17
	長沼町							2		6	8
合計		2	4	0	1	3	8	11	6	87	122

資料No. 3

栄区内の火災・救急状況について

区連会５月定例会議資料
令和3年5月20日
栄　消　防　署

火災情報

令和３年４月30日現在

栄　区　内　火災発生状況

年別		令和3年 4月	令和3年 累計	令和2年	増△減
件数		1	6	3	3
火災種別	建物	1	6	2	4
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	0	1	△ 1
損害	焼損床面積	0	239	132	107
	死者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	3	0	3

横　浜　市　内　火災発生状況

年別		令和3年	令和2年	増△減
件数		290	273	17
火災種別	建物	187	167	20
	林野	0	0	0
	車両	18	23	△ 5
	船舶	2	1	1
	航空機	0	0	0
	その他	83	82	1
損害	焼損床面積	6,098	2,494	3,604
	死者	11	7	4
	焼死等	11	5	6
	放火自殺	0	2	△ 2
	負傷者	47	39	8

主な出火原因

	種別	令和３年	令和２年	増△減
1	放火（疑い含む）	2	1	1
2	こんろ	1	0	1
3	不明	0	1	△ 1
4	調査中	3	0	3
5				

主な出火原因

	種別	令和３年	令和２年	増△減
1	放火	60	64	△ 4
2	たばこ	47	37	10
3	こんろ	28	30	△ 2
4	ストーブ	15	17	△ 2
5	配線	14	13	1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	2	本郷第三地区	2
笠間地区	0	上郷西地区	1
小菅ケ谷地区	1	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
		合　計	6

【４月中の火災】
・14日　建物火災　小菅ケ谷一丁目　共同住宅　台所の床及び壁面若干、並びに電気こんろ等を焼損

救急情報

令和３年４月30日現在

栄　区　内

救　急　状　況

年　別	令和3年 4月	令和3年 累計	令和2年	増△減
件　数	468	1,944	2,009	△ 65
急　病	343	1,380	1,510	△ 130
交通事故	13	72	53	19
一般負傷	97	400	363	37
その他	15	92	83	9

横　浜　市　内

救　急　状　況

年　別	令和3年	令和2年	増△減
件　数	62,158	64,827	△ 2,669
急　病	42,359	44,926	△ 2,567
交通事故	2,769	2,765	4
一般負傷	11,413	11,816	△ 403
その他	5,617	5,320	297

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

お知らせ

住宅火災の原因のトップは　コンロによる火災です!!

コンロは日常生活には欠かせないものですが、使用者のちょっとした不注意で火災は起きています。

電話や来客など少しの間でも
コンロから**離れるときは**、必ず
火を消しましょう。

コンロのお手入れや、**周囲の整理整頓**をして、コンロからの火災を防ぎましょう。

資料 No. 4

市連会５月定例会説明資料
令和３年５月１２日
健康福祉局健康安全課
ワクチン接種調整等担当

新型コロナウイルスワクチン接種の状況報告及び医療機関名簿掲示依頼

５月３日から高齢者を対象として予約を開始いたしましたが、予約当初はアクセスが集中したため、多くの方にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

５月 17 日には、新たな集団接種会場（その他会場）や、個別接種など、予約できる枠を段階的に広げるなど対応してまいります。

なお、国からの情報も日々変更がありますので、横浜市ホームページや区役所及びケアプラザ並びに地区センターなどで配架しているワクチンニュースを是非、ご覧ください。

また、個別接種を実施する医療機関の名簿（区別）について、自治会町内会の掲示板に掲示してくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

１　５月の予約情報

予約日	集団接種				個別接種
毎週月曜日	接種場所と接種規模(回数)		予約期間		個別接種（病院･診療所）※新規
	（主会場）	（その他会場）※新規	接種1回目	接種2回目	
5/3	76,509 回		5/17(月)～6/6(日)	市の予約システムでは、原則３週間後の同時刻同会場での予約となります。	医療機関については、５月 17 日に5月 24 日からの接種期間の予約を開始します。個別接種は、順次、接種規模を拡大します。 【開始当初】 13か所約 6,300 回/週 ↓ 【最大】 約 1,100 か所 約 77,000 回/週 ※･病院等の独自予約の場合は予約期間は医療機関ごとに異なります。
5/10	約 29,000 回		6/28(月)～7/4(日)※1		
5/17	約 29,000 回		7/5(月)～7/11(日)※1		
		約 53,000 回	6/7(月)～6/27(日)※1 ※2		
5/24	約 29,000 回		7/12(月)～7/18(日)※1		
		約 17,000 回	7/19(月)～7/25(日)※1 ※2		
5/31	約 29,000 回	約 17,000 回	7/26(月)以降 ※1 ※2		

※1 記載の期間に加え、前回までの予約分にキャンセルがあった場合の予約が可能です。
※2 予約期間は会場により異なる場合があります。

(1)　個別接種について

市内 13 の医療機関で５月 24 日から接種を開始します。予約は５月 17 日からです。

市の予約システム･予約センターで予約を受け付ける医療機関名等を５月 12 日に市のホームページで発表します。

(2)　集団接種「その他会場」について

６月７日以降、順次「その他会場」21 会場を新たに設置します。このうち、５会場は「主会場」を拡充します。お住まいの区以外の会場でも予約可能です。

なお、21 会場とは別に、２会場は主会場の場所を変更します（詳細は別紙１・２参照）。

２　個別通知（接種券含む）の発送日の変更について

予約センターへの予約集中を緩和するため、65～69 歳の方（約 19 万人）の個別通知（接種券含む）の発送日を次のとおり変更します。

変更前	→	変更後
5 月 14 日（金）		5 月 17 日（月）

※発送から市民の皆様のお手元に届くまで数日程度要する見込みです。

３　高齢者向け予約相談体制及び広報の強化について

（１） 予約相談体制の充実

高齢者の方々に予約専用サイトでの予約方法をお伝えするなど、予約方法の説明や補助を行うなど各区役所のワクチン接種相談員の体制を充実します。

（２）予約センターの強化

予約センターの受付回線数を 20 回線追加し、コールセンターと併せて最大 420 回線に拡大します。また、待機回線数を 30 回線増設し、130 回線とします。

（３）広報について

高齢者の方々向けの紙媒体による広報を行います。

配布時期	媒体	内容	配布場所
5/13	タウンニュース	集団接種会場の「主会場」、「その他会場」の一覧、個別接種の「市の予約システムで予約を受け付ける医療機関」	新聞購読世帯の各戸
5/17	ワクチン NEWS（別冊版）	個別接種の公表可能な医療機関一覧	区役所、地域ケアプラザ、地区センター
5 月下旬	タウンニュース	個別接種の公表可能な医療機関一覧の区ごとの情報を掲載	新聞購読世帯の各戸

４　医療機関名簿（区版）の掲示依頼について

個別接種の実施医療機関名簿（区版）自治会町内会の掲示板に掲出いただくよう、ご協力をお願いします。

※医療機関の希望等により、掲載していない場合もあります。

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター　Tel 0120-045-070	【本資料、ポスター掲示について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当 Tel 045-671-4841、4842 MAIL　kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

別紙１

■集団接種会場（主会場）

区	会場名	実施曜日（予定）							１日最大接種回数※1
		日	月	火	水	木	金	土	
鶴見区	鶴見公会堂	●			●	●		●	450 回
神奈川区	神奈川公会堂	●			●	●		●	300 回
西区	西公会堂・ 西地区センター	●			●	●		●	450 回
中区	技能文化会館	●			●	●		●	150 回
	中スポーツセンター	●			●	●		●	300 回
南区	南公会堂	●			●	●		●	450 回
港南区	港南スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
保土ケ谷区	保土ケ谷スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
旭区	旭スポーツセンター ※2	●			●	●		●	450 回
磯子区	磯子スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
金沢区	金沢地区センター	●			●	●		●	450 回
港北区	港北公会堂	●			●	●		●	450 回
緑区	緑公会堂	●			●	●		●	450 回
青葉区	青葉公会堂・ 青葉スポーツセンター	●	午後	午後	午後	午後	午後	午後	600 回
都筑区	都筑公会堂	●			●	●		午後	450 回
戸塚区	戸塚スポーツセンター	●			●	●		●	450 回
栄区	栄スポーツセンター	●		午後	●	●		●	450 回
泉区	泉公会堂	●			●	●		午後	450 回
瀬谷区	瀬谷スポーツセンター ※2	●			●	●		●	450 回

● … ９時 45 分から 15 時 30 分まで（予定）　午後 … 13 時 15 分から 15 時 30 分まで（予定）

※１　１日最大接種回数は、レイアウト上の最大接種回数

※２　送迎バス運行予定

別紙２

■集団接種「その他会場」一覧（５月７日現在）

会場	会場名	住所	期間
鶴見区	鶴見スポーツセンター　※１	鶴見区元宮２－５－１	６月～９月
神奈川区	神奈川地区センター	神奈川区神奈川本町８－１	６月～７月上旬
	市民防災センター	神奈川区沢渡４－７	７月上旬～９月
	菅田地区センター　※１	神奈川区菅田町１７１８－１	６月～９月
西区	藤棚地区センター	西区藤棚町２－１９８	６月～９月
中区	横浜武道館	中区翁町２－９－１０	６月～７月中旬
南区	南スポーツセンター	南区大岡１－１４－１	６月～９月
港南区	旧野庭中学校	港南区野庭町６３０	６月～９月
保土ケ谷区	保土ケ谷スポーツセンター　※2 拡大	保土ケ谷区神戸町１２９－２	６月～９月
旭区	旭スポーツセンター※１　※2 拡大	旭区川島町１９８３	６月～９月
磯子区	磯子スポーツセンター　※2 拡大	磯子区杉田５－３２－２５	６月～９月
金沢区	ビアレヨコハマ新館２階	金沢区並木２－１３－２	６月～９月
港北区	スポーツ医科学センター　※１	港北区小机町３３０２－５　日産スタジアム内	６月、９月
	綱島地区センター	港北区綱島西１－１４－２６	６月末～８月末
緑区	長津田地区センター　※１	緑区長津田町２３２７	６月～９月
青葉区	青葉公会堂・青葉スポーツセンター　※2 拡大	青葉区市ケ尾町３１－４	６月～９月
都筑区	都筑地区センター	都筑区葛が谷２－１	６月～９月
戸塚区	東戸塚地区センター	戸塚区川上町４－４	６月～９月
泉区	泉区総合庁舎	泉区和泉中央北５－１－１	６月～９月
瀬谷区	瀬谷スポーツセンター　※１　※2 拡大	瀬谷区南台２―４－６５	６月
	瀬谷区総合庁舎	瀬谷区二ツ橋町１９０	７月～９月

※１　送迎バスを運行する予定です。

※２　主会場と同じ会場ですが、接種場所を拡充する予定です。

■集団接種「主会場」のうち、場所が変更になる会場

変更前	変更後
５月 19 日から６月 27 日 西公会堂・西地区センター	６月 30 日～９月 西スポーツセンター （西区浅間町４－３４０－１）
５月 19 日から６月 27 日 中スポーツセンター	７月～９月 本牧地区センター （中区本牧原１６－１）

【資料Ｎｏ．５】

栄区連合町内会定例会
令和３年５月２０日
総務局緊急対策課

警戒レベル（避難情報）の変更について

令和元年台風第 19 号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和３年５月中に災害対策基本法が改正され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されます。
また、法改正に伴い、本市から発令する避難情報も変更します。

１　警戒レベル（避難情報）の名称変更【全国統一で変更されるもの】

(1) **警戒レベル３**の名称見直し　「避難準備・高齢者等避難開始」⇒**「高齢者等避難」**
ア　早期の避難を促すターゲットを「高齢者」と明確にします。
イ　高齢者等以外の避難に時間を要する人も、避難するタイミングとなります。
※高齢者等の「等」には、障がいのある人などの避難に時間を要する人が含まれます。

(2) **警戒レベル４**を**「避難指示」**に一本化
ア　避難勧告 と避難指示（緊急）の一本化により、避難のタイミングを明確化します。
イ　現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令します。

(3) **警戒レベル５**の位置づけ変更　「災害発生情報」⇒**「緊急安全確保」**
ア　災害が発生又は切迫し、警戒レベル４での避難場所等への立ち退き避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報として位置づけます。
イ　警戒レベル４(避難指示)を発令した後に、区長（市町村長）が住民等に特に避難を促したい場合に発令することができます。

２　本市から発令する避難情報例

緊急速報メール、防災情報Ｅメール、ツイッター等の警戒レベルの表記を変更します。

【文例】緊急速報メール（土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル４を発令する場合）

横浜市　【警戒レベル４】　避難指示

こちらは横浜市です。
○月○日○時○分、横浜市北部の一部地域に避難指示を発令しました。

対象地域：即時避難指示対象区域としてあらかじめお知らせしている区域

３　市民の皆様への周知手段等

(1) 広報よこはま６月号
防災特集に、他の防災情報と併せて警戒レベル変更の内容を掲載します。
御確認をお願いいたします。

(2) 横浜市ホームページ
市ホームページにも警戒レベル変更の件を掲載します。（５月中旬～）

裏面あり

(3) 広報用チラシ
内閣府が全国統一の広報用チラシを作成中です。完成後、区役所を通じて配布予定です。
（別紙参照）
(4) 内閣府からも国民に対し、出水期（６月）までにメディア等で広く周知される予定です。

令和3年＝月＝日から

警戒レベル 4

避難指示（ひなんしじ）で必ず避難

避難勧告（ひなんかんこく）は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5		緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ）※1	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
	～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～		
4		避難指示（ひなんしじ）※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3		高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1		早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁

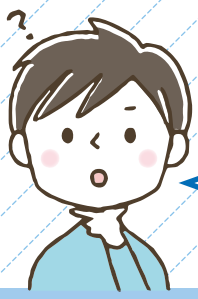

「避難（ひなん）」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。

普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ　等

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

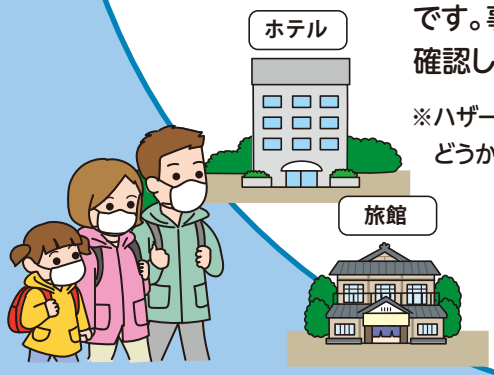

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

▬▬ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（入っていると…）

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

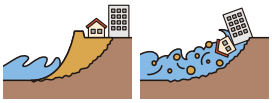

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高い

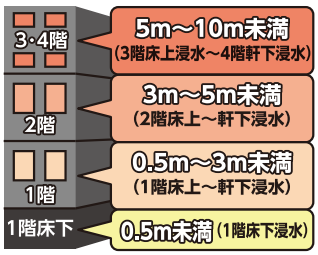

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

（十分じゃないと…）

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※❶家屋倒壊等氾濫想定区域や❸水がひくまでの時間（浸水継続時間）はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

資　　料　No. 6

令和３年５月２０日
総務局緊急対策課

横浜市防災スピーカーの運用及び設置工事について

１　防災スピーカーからの放送について

災害時の情報伝達手段のさらなる充実のために設置した「防災スピーカー」について、各区役所から、各区独自の緊急を要する防災情報などを放送できるようになりました。

【放送内容】

これまでの放送内容	・国民保護情報、緊急地震速報（震度５弱以上）、大津波警報、津波警報、津波注意報、噴火特別警報、気象特別警報、噴火速報 ・その他の本市全域に関わる緊急情報
今後可能となる放送内容	・各区判断による、緊急を要する防災情報及び緊急情報

２　防災スピーカーの設置工事について

防災スピーカーは令和元年度から３年度までの３か年にわたって設置工事を進めています。

令和３年４月までに 100 か所の設置工事が完了しており、令和３年度は 90 か所の設置工事を実施します。詳細な設置場所は次ページ以降のスピーカー設置工事場所一覧表でご確認ください。

【参考】Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がＪアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、例年実施しています。本年度は３回実施予定です。

放送場所は、上記の防災スピーカー並びに沿岸部の津波警報用スピーカー 120 か所及び津波浸水予測区域内にある地域防災拠点の校内スピーカー20 か所です。

（１）令和３年５月 19 日(水)　午前 11 時頃
（２）令和３年 10 月６日(水)　午前 11 時頃
（３）令和４年２月 16 日(水)　午前 11 時頃

【お問い合わせ先】
横浜市総務局危機管理室
緊急対策課システム担当
（電話）045-671-3458

スピーカー設置場所一覧表

設置場所一覧（令和３年４月までの設置工事完了分）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	市場小学校	保土ケ谷区	桜台小学校	青葉区	青葉区役所
	新鶴見小学校		瀬戸ヶ谷小学校		恩田小学校
	末吉消防出張所		常盤台小学校		鉄小学校
	豊岡小学校		保土ケ谷区役所		奈良小学校
	東台小学校		保土ケ谷中学校		奈良の丘小学校
	矢向消防出張所		本陣消防出張所		山内中学校
神奈川区	神奈川中学校	旭区	旭区役所	都筑区	北山田消防出張所
	栗田谷中学校		さちが丘小学校		茅ヶ崎中学校
	錦台中学校		さちが丘消防出張所		都筑区役所
	松見消防出張所		白根小学校		都筑小学校
	松本中学校		東希望が丘小学校		東山田小学校
	南神大寺小学校		二俣川小学校		南山田小学校
西区	軽井沢中学校	磯子区	岡村小学校	戸塚区	汲沢中学校
	境之谷消防出張所		岡村中学校		境木小学校
	西消防署		さわの里小学校		戸塚消防署
中区	大鳥小学校		浜中学校		東品濃小学校
	立野小学校		洋光台第四小学校		東俣野小学校
	本牧和田消防出張所	金沢区	小田小学校		深谷中学校
	山元小学校		高舟台小学校	栄区	飯島小学校
	山元町消防出張所		富岡消防出張所		笠間小学校
南区	井土ヶ谷小学校		西柴中学校		小菅ヶ谷小学校
	大岡小学校		能見台南小学校		栄区役所
	藤の木小学校	港北区	大曽根小学校		桜井小学校
	南が丘中学校		北綱島小学校		庄戸小学校
	南小学校		港北区役所	泉区	泉区役所
港南区	港南区役所(移転後)		下田小学校		葛野小学校
	桜岡小学校		綱島小学校		中田小学校
	下永谷小学校		新田中学校		西が岡小学校
	芹が谷消防出張所		日吉南小学校		東中田小学校
	永谷小学校	緑区	鴨居小学校		領家中学校
	日野小学校		鴨居消防出張所	瀬谷区	阿久和消防出張所
			鴨居中学校		瀬谷小学校
			十日市場消防出張所		瀬谷第二小学校
			長津田消防出張所		原中学校
					南瀬谷小学校

設置場所一覧（令和３年上期工事・令和３年 10 月運用開始(予定)）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	寺尾小学校	旭区	旧左近山第二小学校	都筑区	荏田南小学校
	矢向中学校		本宿中学校		仲町台消防出張所
神奈川区	神橋小学校	磯子区	汐見台中学校	戸塚区	上矢部小学校
	斎藤分小学校		森中学校		豊田中学校
	白幡小学校	金沢区	釜利谷小学校	栄区	桂台中学校
西区	西区役所		能見台消防出張所		旧野七里小学校
中区	間門小学校	港北区	駒林小学校	泉区	いずみ野中学校
南区	蒔田小学校		大豆戸小学校		中田中学校
	南中学校		太尾小学校	瀬谷区	相沢小学校
港南区	永野小学校	緑区	緑区役所		瀬谷区役所
	日下小学校		三保小学校		
保土ケ谷区	坂本小学校	青葉区	青葉台消防出張所		
	藤塚小学校		山内小学校		

設置場所一覧（令和３年下期工事・令和４年４月運用開始(予定)）

区名	拠点名	区名	拠点名	区名	拠点名
鶴見区	上の宮中学校	旭区	上川井小学校	都筑区	北山田小学校
	末吉小学校		都岡消防出張所		中川西中学校
	寺尾消防出張所		若葉台小学校		山田小学校
	馬場小学校	磯子区	洋光台消防出張所	戸塚区	秋葉小学校
神奈川区	青木小学校		洋光台第三小学校		品濃小学校
	三ツ沢小学校		洋光台第二小学校		名瀬小学校
	六角橋中学校	金沢区	釜利谷南小学校	栄区	上郷小学校
南区	永田小学校		富岡小学校		公田小学校
	永田台小学校		能見台小学校		小山台小学校
	別所小学校	港北区	新吉田小学校	泉区	泉が丘中学校
	六つ川西小学校		港北小学校		新橋小学校
	六ツ川中学校		綱島東小学校		緑園消防出張所
港南区	上永谷中学校	緑区	青砥第三公園	瀬谷区	阿久和小学校
	港南台第一中学校		いぶき野小学校		上瀬谷小学校
	港南台第二小学校		十日市場中学校		大門小学校
	下野庭小学校		山下小学校		原小学校
保土ケ谷区	岩崎小学校	青葉区	鴨志田緑小学校		
	権太坂消防出張所		嶮山小学校		
	富士見台小学校		田奈小学校		

資　料　No.　7

市連会５月定例会説明資料
令和３年５月１２日
総務局地域防災課

[ここに入力]

令和３年　防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで参考となる知識を学んでいただく研修です。コロナ対策を実施したうえで開催します。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

１　研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から２名まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。

【受講者の声】

こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。

２　研修内容（集合）

（１）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

9:30 ～ 11:00	【講義】 **「横浜市の防災対策について知ろう」**	○市の防災施策や自助・共助について学びます。
	【事例紹介】 **「地域の事例を学ぼう」**	○地域で実施している先進的な防災活動の事例を紹介します。
11:00 ～ 12:30	【グループワーク】 **「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」**	○発災後、経過時間ごとに、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（２）開催日時

【時間】９：30～12：30

日程	場所	定員
６月25日（金）	防災センター（横浜駅）	30名
６月26日（土）	防災センター（横浜駅）	30名
６月29日（火）	防災センター（横浜駅）	30名
６月30日（水）	防災センター（横浜駅）	30名
７月３日（土）	栄区役所（本郷台駅）	30名
７月10日（土）	旭区役所（鶴ヶ峰駅）	40名
７月13日（火）	中区役所（関内駅）	40名
７月14日（水）	中区役所（関内駅）	40名
７月16日（金）	中区役所（関内駅）	40名
７月17日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	40名
７月29日（木）	金沢区役所（金沢文庫駅）	40名

[ここに入力]

３　申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて、６月１０日（木）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、公益社団法人横浜市防火防災協会に委託しています。

●「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙１）

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会
〇郵送：〒232-0064　横浜市南区別所１-１５-１
〇ＦＡＸ：045-714-0921
〇電子メール：　consulting@ydp.or.jp

４　受講者の決定

６月中旬に、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承願います。

５　新型コロナウイルス感染症への対策について　　※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保を保って実施します。

また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、体温測定にご協力をお願いします。

なお、受講日に緊急事態宣言が発出されている場合には中止とします。

６　自宅学習編

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅学習用の動画をすべて閲覧したうえで、「修了証発行申請書」をご提出していただいた場合には、「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したとものとします。

受講していただいた方は、「修了証発行申請書」（別紙２）を総務局地域防災課まで送付していただきますようお願いします。

７　お問い合わせ

研修の申し込み方法等について　（申し込みの受付業務を以下に委託しています）
担当　公益社団法人横浜市防火防災協会
電話：045-714-0929

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について
担当　横浜市総務局地域防災課　（時枝、橋本）
電話：045-671-3456

８　その他

※当日午前８時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は中止とします。

また、それ以外の場合でも悪天候等の理由により中止することがあります。

その場合には、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

＜横浜市コールセンター＞045-664-2525(平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00)

別紙１

年　　月　　日

公益社団法人横浜市防火防災協会　　行

自治会・町内会等団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 ＜基 礎 編＞」 推 薦 書

令和３年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名（しめい）	住所	電話番号
	〒	
	〒	

・各組織から２名まで推薦することができます。

・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。

・**6月10日（木）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※　日程調整の都合上、できる限り多くの希望日をご記入お願いします。

実施日	【第１回】 6月25日（金）	【第２回】 6月26日（土）	【第３回】 6月29日（火）	【第４回】 6月30日（水）
場所	防災センター	防災センター	防災センター	防災センター
受講可能日				
実施日	【第５回】 ７月３日（土）	【第６回】 ７月10日（土）	【第７回】 ７月13日（火）	【第８回】 ７月14日（水）
場所	栄区役所	旭区役所	中区役所	中区役所
受講可能日				
実施日	【第９回】 ７月16日（金）	【第１０回】 ７月17日（土）	【第１１回】 ７月29日（木）	
場所	中区役所	青葉区役所	金沢区役所	
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】公益社団法人横浜市防火防災協会
○郵送：〒232-0064　横浜市南区別所１-１５-１
○ＦＡＸ：045-714-0929
○電子メール：consulting@ydp.or.jp

別紙２

令和3年　月　日

総務局地域防災課　行

自治会・町内会等団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名（しめい）	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約５分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約８分）	
町の防災組織の取組（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

閲覧した動画にチェック（✔）

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

【動画の案内】

ウェブサイトURL

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai

横浜市　防災学習コンテンツ　検索

QRコード

※学習コンテンツ内の動画より閲覧をお願いします。

※各自治会・町内会にDVDも配布しています。

【備考】

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封いたします。

申請書送付先・問い合わせ先
※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。
総務局地域防災課（時枝・橋本）
TEL：045-671-3456　FAX：045-641-1677
電子メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp
住所：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目50番地の10　10階

別添

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

１　基本的な感染対策の実施

・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保します。
・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
・職員及び講師は、マスクを着用します。
・会場には手指消毒液を用意します。
・会場の机、ドアノブ等の消毒を行います。

２　受講される方へのお願い

・受付の際には、体温チェック、手指の消毒をお願いします。
・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
・休憩中等の会話は控えめにしてください。

３　その他

感染の状況によって、開催方法の変更または中止の場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：時枝、橋本
TEL:045-671-3456　FAX: 045-641-1677

令和３年　防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

１　防災・減災推進研修＜支援編＞について

（１）対象・・・・・・・・・・・・自治会・町内会等
（２）日数・・・・・・・・・・・・１地域につき、１日１～３時間程度
（３）日時・・・・・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
（４）場所・・・・・・・・・・・・原則、地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

２　研修内容について

以下の①～⑥の中から最大３つまで選択していただき、希望されたプログラムを基に研修内容を調整いたします。

研修プログラム	所要時間
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	60 分
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30 分～60 分
④　マンション防災	30 分～60 分
⑤　市民防災センター体験ツアー	60 分
⑥　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60 分～90 分

３　申し込み要件

●複数(５人以上)の研修参加者を確保することができる
●研修実施場所を確保することができる
※市民防災センター体験ツアーを希望する場合、実施場所は横浜市民防災センターとなります。

４　申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、ＦＡＸまたは電子メールにて６月 10 日（木）まで（必着）に以下の宛先へお申し込みください。　【実施期間】令和３年７月１日（木）～令和４年３月 31 日（木）

【宛先】総務局地域防災課
郵送：〒231-0005　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　10 階
ＦＡＸ：０４５-６４１-１６７７　ＴＥＬ：０４５-６７１-３４５６
メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

５　支援の決定

支援決定の通知を、申請者あてにお伝えします。また支援内容について申請者宛に調整させていただくことがありますのでご了承ください。
※希望する地域が、多数の場合、来年度以降に派遣をお願いすることがあります。
※気象警報の発令等により、再度、研修の日程調整をすることがあります。

６　新型コロナウイルス感染症への対策について　　※詳細なコロナ対策は別添のとおり

研修の実施にあたっては、研修施設の消毒、換気、受講者の間隔の確保を保つようにお願いします。
また、受講者につきましては、マスクの着用、受付での消毒、体温測定にご協力をお願いします。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては実施日を再調整させていただくことがあります。

別紙

年　　月　　日

総務局地域防災課　行

自治会・町内会等団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

防 災 ・減 災 推 進 研 修 ＜支 援 編 ＞申 請 書

令和３年の防災・減災推進研修＜支援編＞について申請します。

地域の状況

【住居形態】　□戸建て　□共同住宅　□混在

【防災活動状況】

□防災活動を実施している　※以下に活動の内容を記載してください

（　　）

□実施していない

【防災組織体制】□構築されている　□構築されていない

研修プログラム　希望するものにチェックしてください。（３つまで選択可）

プログラム	所要時間	✔
①　地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	60分	□
②　風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分	□
③　地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカ設置助成 等）	30分～60分	□
④　マンション防災	30分～60分	□
⑤　市民防災センター体験ツアー	60分	□
⑥　グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等）	60分～90分	□

希望日

第１希望（　　）第２希望（　　）第３希望（　　）

派遣期間は、令和３年７月１日～令和４年３月31日です。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣日を調整させていただきます。

希望時間　□１時間　□２時間　□３時間

実施場所　（　　）　※実施場所の確保をお願いします。

参加者数（　　）人　※原則５名以上の参加をお願いします。

自由記入欄（地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。）

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

問い合わせ先　総務局地域防災課（時枝、橋本）
電話:045-671-3456　FAX:045-641-1677

別添

研修開催時の新型コロナウイルス感染症への対策について

研修の開催にあたり、感染対策を行ったうえで実施をお願いいたします。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

１　申請者（受講者）へのお願い

・会場には手指消毒液と体温計の用意をお願いします。
※研修者が用意することもできます。
・研修開始前に会場の机、ドアノブ等の消毒をお願いします。
・受付の際には、体温チェック、手指の消毒をお願いします。
・研修会場の席の間隔、受講者同士、講師と受講者との間隔を確保してください。
・体調不良（発熱、咳等の風邪症状）の方は受講をお控えください。
・研修施設内ではマスクの着用をお願いします。
・会場内における身体的距離の確保にご協力ください。
・受講中に体調不良になった場合、速やかにお申し出ください。
・休憩中等の会話は控えめにしてください。

２　その他

・職員及び講師は、検温等健康管理に努め、手洗いをします。
・職員及び講師は、マスクを着用します。
・感染の状況によって、開催方法の変更または中止の場合があります。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：時枝、橋本
TEL:045-671-3456　FAX: 045-641-1677

防災を学べるウェブサイトを開設しました！

集まれなくても大丈夫！
ご家庭で地域で事業所で、
いつでもどこでもしっかり防災を学べます！

新型コロナウイルス感染症の流行によって、防災研修やイベントの延期、中止などにより、自助・共助をはじめとした防災について学んでいただく機会が非常に少なくなっています。こうした状況の中でもしっかりと防災を学んでいただけるように、本市ホームページに防災を学べる動画やクイズ等を掲載した防災学習コンテンツを作成しました。災害への備えを進めるためにぜひご活用ください。

1　開設日
令和３年４月 12 日

2　ウェブサイト URL
https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai

横浜市　防災学習コンテンツ　検索

QR コード

3　ページ構成
「共通」「町の防災組織」「地域防災拠点」「こども」「企業等」とカテゴリーをわけ、被害想定、備え、共助の重要性、避難所運営、帰宅困難者対策など、それぞれに合った【クイズ】・【動画】・【教材】を用意しています。自分にあったコンテンツを見つけて防災を学ぶことができます。

(1)　共通
地震や風水害への事前の備えや避難行動などを学べます。
(2)　町の防災組織
自治会・町内会等で必要な知識や備え、訓練のやり方などの防災対策を学べます。
(3)　地域防災拠点
避難所の開設や運営方法など、必要な知識についてコロナ禍での対応を含め学べます。
(4)　こども
災害の怖さや正しい避難行動をやさしいことばで学べます。
(5)　企業等
帰宅困難者対策や避難確保計画など、企業として必要な防災対策を学べます。

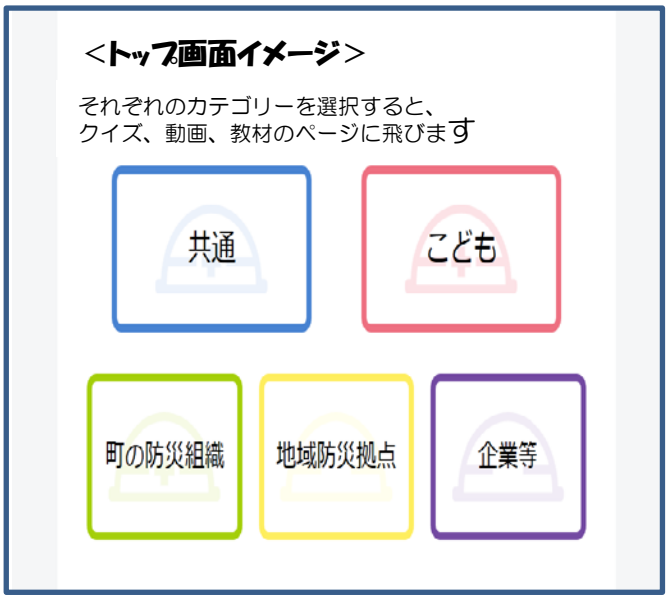

4　DVD の配付
学習コンテンツ内の一部動画をまとめた DVD を各自治会・町内会に配布します。地域の防災活動にご活用ください。

各コンテンツの紹介（クイズ、動画、教材）

＜**クイズ画面イメージ**＞○×や選択式のクイズで気軽に防災を学ぶことができます。

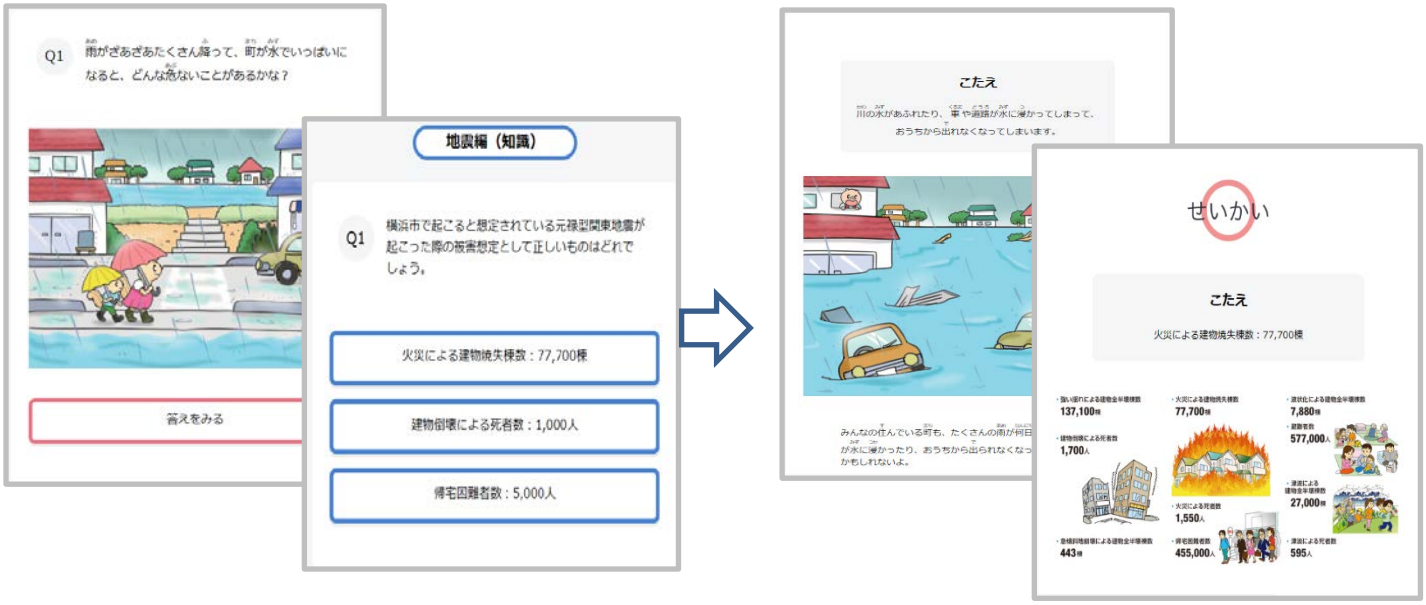

＜**動画画面イメージ**＞

イラストや物語など工夫した構成となっています。

＜**教材画面イメージ**＞

防災を学べるパンフレット等を掲載しています。

問い合わせ先：横浜市総務局危機管理室地域防災課
担当：時枝、橋本
TEL：045-671-3456　FAX：045-641-1677

資料No. 8

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

231-8790
033

料金受取人払郵便
横浜港局
承認
7157
差出有効期間
2022年3月
31日まで
（切手を貼らずにお出しください）

横浜市中区長者町五丁目49番地の1
ラフィーヌ長者町202
特定非営利活動法人
横浜市まちづくりセンター　行

←折り線③

→折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

申込期間：令和３年４月１日～７月 30 日（第１次）

家具転倒防止器具の取付けを代行します

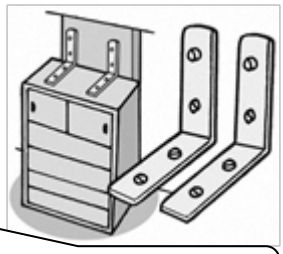

先着４００件！

～横浜市家具転倒防止対策助成事業（令和３年度）～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取り付けを無料代行します（器具代は申請者のご負担となります。）。

◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

①65 歳以上
②身体障害者手帳の交付を受けている
③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
⑥中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

【注意事項等】

- 事前調査及び取り付け作業は NPO 法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 取付代行できる家具は２つまでとします。
- 器具はご自身で用意して頂く他、NPO 法人横浜市まちづくりセンターから購入することもできます。※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

◆相談窓口（横浜市が委託している事業者になります）

NPO 法人横浜市まちづくりセンター　（受付時間：平日 10 時～16 時）

ＴＥＬ：０４５－２６２－０６６７　　ＦＡＸ：０４５－３１５－４０９９

◆申込方法

①郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

②電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQR コードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市　家具転倒防止対策　検 索

←ＱＲコードからも申請できます。

※申請書が追加で必要な場合

NPO 法人横浜市まちづくりセンター（０４５-２６２-０６６７）へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

受付時間：平日 10 時～16 時（12 時～13 時を除く）

◆取付けまでの流れ　※お申込みから取付けまでお時間がかかる場合があります。

申込
- **①本紙付属の申請書を郵送**、または**②電子申請**にてお申込みください。

利用可否決定
- 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整
- 「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問
- 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問
- 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。

横浜市総務局危機管理室地域防災課　電話 671-3456　Fax641-1677（R３年４月発行）

第１号様式の２（第４条）　　（整理番号）＿＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～④のうち、該当する項目全てに〇をつけてください） （同居者全員が、①65 歳以上、②障害者手帳等を交付されている、③要介護･要支援者、④中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家　・　借家　　（どちらかに〇をつけてください）

同意事項　（注意事項）

●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
●取付代行できる家具は２つまでとします。

【同意事項】
●　①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
●　取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

資　　料　No.　9

区連会５月定例会資料
令和３年５月 20 日（木）
総 務 課 防 災 担 当

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD
WHO推奨国際認証都市

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について

栄区では風水害時等の情報伝達を迅速に行うため、令和２年度より緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への情報提供体制の強化を図っています。
新年度を迎え、システムの登録対象となる方の電話番号の登録について、更新を行いますので、ご協力をよろしくお願いします。

１　緊急時情報伝達のイメージ

【概念図】

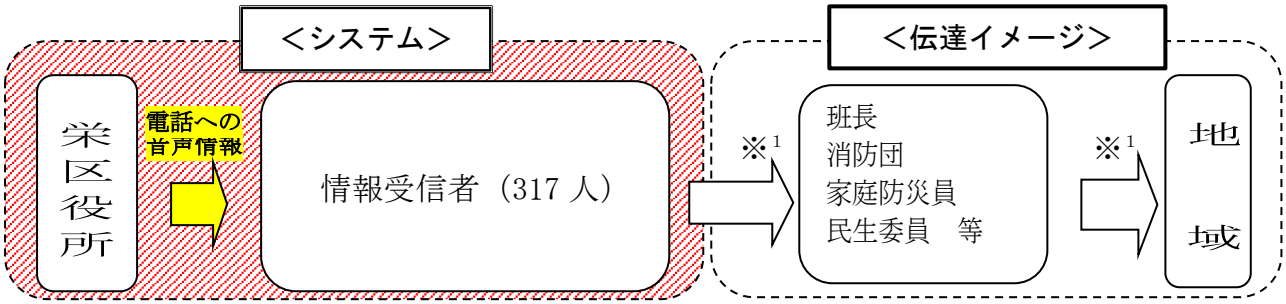

※1　情報受信者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。状況に応じてご対応ください。

２　システムの登録対象者（情報受信者）について

登録対象者317人（地区連合町内会長（７）、自治会・町内会長等※2（264）、地域防災拠点運営委員長（20）、即時避難指示対象世帯（26））

※2　自治会・町内会長は原則対象とし、更に防災担当役員の方など２名まで登録することができることとします。

３　発信内容

緊急時の情報等、区で周知の必要があると判断した情報を電話（固定・携帯）へ音声で発信します。

例）台風〇号の接近に伴い、〇月〇日△時に避難所４か所（〇〇学校、〇〇学校、〇〇学校、〇〇学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

４　登録期間

令和３年６月１日から令和４年５月31日までの１年間とし、毎年度、継続を含め更新手続きのご案内をします。（年度途中の登録番号の変更や登録者変更もできます。）

５　申請方法

登録対象者の方については、原則全員登録していただくようお願いします。※3

(1)　システム登録にあたり、「緊急時情報伝達システム登録・辞退申請書」に必要事項を記入し、下記の問い合わせ先まで、Eメール、FAX 、郵送又は直接ご持参にてご提出をお願いします。

※3 ご辞退される場合は、その旨を記載してご提出ください。

(2)　地域防災拠点運営委員長及び即時避難勧告対象世帯に対しては、栄区総務課から個別に依頼します。

(3)　令和２年度に登録をされた方は、年度が変わると全て登録解除となります。

令和２年度に登録された方で、上記２システム登録対象者に該当し、令和３年度も引き続き登録を希望する方は再度、申請書のご提出をお願いします。

６　申請期限

令和３年６月25日（金）まで（７月初旬にテスト配信予定）

７　添付資料

(1)　別紙１　地区連合町内会長用
「栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退申請書」

(2)　別紙２　自治会・町内会長用
「栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退申請書」

【お問い合わせ先】
担　当　：栄区総務課 芦葉・山口
電　話　：894-8311　　FAX：895-2260
E メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

別紙 1

栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退　申請書
＜地区連合町内会長用＞

令和　　年　　月　　日

（申請先）
（横浜市栄区長）

申請者 住所

氏名

電話

☑（レ点にて）どちらかをチェックお願いします。

☐ 栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記の通り申請します。

役職等	○○連合町内会長
氏　名	○○　○○
登録をする電話番号	０８０－△△△△－△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システム以外には使用いたしません。

☐ 栄区緊急時情報伝達システムへの登録を辞退します。

辞退理由	※必須ではありません。可能な方のみご記入ください。

【申請方法】
申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。　【期限：令和３年６月25日（金）まで】

【お問い合わせ先】
担　当　：栄区総務課 芦葉・山口
電　話　：894-8311　　FAX：895-2260
Ｅメール：sa-bosai@city.yokohama.jp

別紙２

栄区緊急時情報伝達システム登録・辞退　申請書

＜自治会・町内会長用＞

令和　　年　　月　　日

（申請先）
（横浜市栄区長）

申請者 住所

氏名

電話

☑（レ点にて）どちらかをチェックお願いします。

☐ 栄区緊急時情報伝達システムへの登録電話番号を下記のとおり申請します。

役職等	○○自治会長、○○町内会長
氏　名	○○　○○
登録をする電話番号	０８０－△△△△－△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

追加登録がある場合は、下記の記入をお願いします。（追加登録がない場合は記入不要です。）

追加１	役職等	副会長、防災部長等
	氏　名	○○　○○
	追加登録を希望する電話番号	０８０－△△△△－△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。
追加２	役職等	
	氏　名	
	追加登録を希望する電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

☐ 栄区緊急時情報伝達システムへの登録を辞退します。

辞退理由	※必須ではありません。可能な方のみご記入ください。

【申請方法】
申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先まで、直接ご持参いただくか、Eメール、FAX又は郵送にて提出をお願いします。【期限：令和３年６月25日（金）まで】

【お問合せ先】　担　当　：栄区総務課 芦葉・山口
電　話　：894-8311　　FAX：895-2260
E メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

資料NO.10

市連会５月定例会説明資料
令和３年５月 12 日
市 民 局 広 報 課

「広報よこはま」5月号配送に係るお詫びについて

「広報よこはま」は、市の施策・事業等を市民の皆様にお知らせするために毎月発行し、自治会町内会などのご協力により、各世帯に配布しています。

令和３年５月号から、「広報よこはま」を各自治会町内会へ配送する委託業者が変更になりましたが、配送部数の誤り等が発生し、自治会町内会の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。

自治会町内会の皆様より寄せられた主な内容は以下のとおりです。

１ 主な内容（令和3年5月6日現在：広報課把握分）

・ 昨年度までの配送スケジュールより配送日程が遅く、配布作業に支障がある。昨年度と同じ日程にしてほしい。／配送スケジュールに示された日に届かなかった。確実に配送してほしい（18 区 210 件）
・ 配送された部数が間違っている。正しく配送してほしい。（10 区 142 件）
・ 配送業者に連絡をしても、配送担当の電話が１回線しかなく、電話がつながらない。回線を増やしてほしい。（14 区）
・ その他（47 件）　　計 413 件

２ 今後の対応

各区から寄せられた内容につきまして、委託業者と早急に調整を行い、６月号の配送から改善を行ってまいります。

今後とも広報よこはま発行事業にご協力をよろしくお願い申し上げます。

３ 参考

毎月の配布スケジュール

25 日頃～月末　自治会町内会へ配送

１日～10 日　　自治会町内会より各戸へ配布

担当：市民局広報課
遠藤・木暮・三浦
℡６７１－２３３２

資料　No.11

Ⅰ　基本目標

やさしさと自然を感じられるまち　さかえ
～人がつながり　地域がつながる～

Ⅱ　目標達成に向けた施策

施策１　まちの魅力づくり

施策２　みんなが支えあい、安心を感じるまちづくり

施策３　防災力・減災力の強化

施策４　地域に寄り添う区役所の推進

Ⅲ　目標達成に向けた組織運営

正確・丁寧・親切

◇各種制度を理解した正確な事務手続

◇栄区役所スマイルガイドに基づく丁寧な対応

◇お客様の気持ちに寄り添う親切な行政サービス

感染症対策･協働･現場主義

◇区民の皆様の安全･安心を第一に、感染症対策を徹底

◇区民、企業、各種団体等の皆様との協働による課題解決や事業効果の向上

◇地域ニーズや社会情勢の変化に対応する現場主義

人材育成･リスク管理･チームの総合力

◇各職場、または職場の枠を超えた取り組みによる人材育成

◇幅広いリスクに対する着実な対応

◇区役所全体が一つのチームとなり、協力し合い、知恵を出し合うことにより総合力を発揮

主な事業・取組

施策１　まちの魅力づくり

▸森やいたち川をはじめとした豊かな自然環境、開放的な駅前空間、区民の多様な活動など栄区の魅力を感じられる取組を実施します

本郷台駅前リビング

ミニ・キエーロ

区内3箇所で販売中！

取組	内容
本郷台駅周辺のまちづくり推進	◆区全体を“活気あるまち”にしていくため、オープンスペースを活用した市民の活動による賑わい創出実証実験「本郷台駅前リビング」の実施など、区の中心である本郷台駅周辺地区の魅力向上を推進します。
セカンドキャリア支援	◆区民の生きがい創出と地域活動の担い手育成を促進するため、ウェブでのつながりづくりに取り組みます。
生ごみ等堆肥化に取り組む区民への支援	◆家庭ごみの排出量削減につなげるため、区民のミニ・キエーロ購入費の一部を補助します。

施策２　みんなが支えあい、安心を感じるまちづくり

▸あらゆる世代が健やかに安心を感じながら暮らせるまちづくりを進めます

園での食育シールブック活用

セーフコミュニティ連絡帳と栄防災ノート

高齢者の転倒予防体操

取組	内容
地域福祉保健計画第4期計画の策定・推進	◆みんなが支えあい安全・安心を感じるまちを目指し、地域の皆様と連携しながら第4期栄区地域福祉保健計画を策定します。また、計画に沿った活動・取組に係る経費への支援を行います。
食育の推進	◆子どもから高齢者までバランスの良い食生活が定着するよう、保育所等と連携した食育講座の開催や成人期の食事見直しシートマグネット版の活用などによる周知を行います。
就職に向けた再チャレンジの応援	◆生活保護受給者や生活困窮者を対象とした就労支援テキストを作成し、伴走支援に活用します。
養育者向け情報発信	◆妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を実現するため、「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」や育児に関するリーフレットを作成し、情報発信を行います。
セーフコミュニティ	◆事故やけが等の予防を目的に、8つの分科会による活動を地域ぐるみで実施します。

施策３　防災力・減災力の強化

▸災害時の安全・安心を感じられるよう、自助・共助・公助の取組を強化します

広報スピーカーと
河川水位警告灯

区災害対策本部運営訓練

ペット同行避難用テントの
設置訓練

取組	内容
水害対策	◆総合的な水害対策として、広報スピーカーの音量アップ及び河川水位警告灯設置を行うほか、栄区避難所マップ（風水害編）を更新し、全戸配布します。
区災害対策本部の機能強化	◆災害対応能力を向上させるため、区本部運営訓練の実施や長時間の停電に備える備品の配備を行います。
福祉避難所の開設・運営訓練	◆災害発生時、全24か所の福祉避難所の開設・運営等を円滑に行えるよう、専門家の知見を取り入れた訓練を実施します。
ペット防災対策	◆地域防災拠点でのペット一時飼育場所の確保を促進するため、ペット同行避難用テントを配布します。

施策４　地域に寄り添う区役所の推進

▸区民の皆様が満足を感じられるよう、地域のニーズに寄り添う取組を推進します

住民票等証明書発行の
セルフ手続き普及啓発

栄区民ロードレース大会
（過去の開催時）

バス停留所の上屋
（過去の設置分）

取組	内容
窓口混雑緩和に向けた区民サービスの向上	◆戸籍課窓口の混雑緩和に向けて、住民票等証明書発行のセルフ手続き（コンビニ交付サービス）の普及啓発及び本館1階待合スペース等の環境改善に取り組みます。
栄区民ロードレース大会	◆万全な感染症対策のもと大会が開催できるよう、実行委員会の取組を支援します。
バス停留所上屋設置に対する支援	◆路線バスを利用される方の利便性・快適性向上のため、バス事業者へ上屋設置に係る補助金を交付します。

【参考】各局と区が連携し実施する主な事業・取組

暮らし関連	所管局
新型コロナウィルス感染症に係る医療提供体制、救急医療体制の確保（ワクチン接種の実施、コールセンター運営、検査費自己負担助成、医療機関への支援金給付）	健康福祉局 医療局 消防局 こども青少年局
生活に不安を抱える方への支援（住居確保給付金支給　等）	健康福祉局ほか
地域包括ケアシステムの構築・推進	健康福祉局 医療局
障害児・者の地域生活支援の充実	健康福祉局ほか
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	こども青少年局
中小企業・小規模事業者への総合的な支援	経済局
「SDGs未来都市・横浜」の実現	温暖化対策統括本部
まちづくり関連	**所管局**
大船駅北第二地区市街地再開発事業	都市整備局
大船駅周辺美化推進重点地区の新規指定	資源循環局
横浜環状南線・横浜湘南道路の整備促進及び上郷公田線の整備	道路局
飯島雨水調整池の整備	環境創造局
「SAKAESTA」（さかえ区民活動支援センター・本郷地区センター・本郷台駅前地域ケアプラザ）の整備	市民局 健康福祉局

★栄区役所では運営方針に掲載した個別の事業・取組に加え、戸籍・税・保険・年金等の行政サービス、道路・公園・下水道等の維持管理、区民利用施設の管理など、区民の皆様の暮らしをお支えする様々な事業を実施しています。

★施策１から４右上のアイコンは、ＳＤＧｓの17の目標のうち、掲載した取組と関連性が深いアイコンを抜粋し示しました。
17の目標については、次ページの参考資料をご覧ください。

★施策に掲載した内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、中止・変更となる場合がございます。

★主な事業・取組は栄区が独自に予算編成を行った事業のうち、主要な事業を掲載しています。
その他の事業については、令和３年度栄区個性ある区づくり推進費予算をご覧ください。

令和３年度 栄区予算　検索　または、

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kusei/uneihoshin-yosan/yosan/

運営方針に関するお問い合わせ先　区政推進課企画調整係（本館４階　45番窓口）
☎　８９４－８１６１　　FAX　８９４－９１２７

参考資料

ＳＤＧｓの１７の目標

　ＳＤＧｓとは、世界が抱える様々な問題を解決し持続可能な社会を実現するために国連で世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。
　平成30年６月、横浜市は「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。
　栄区役所では引き続き令和３年度もＳＤＧｓを意識した取組を進めます。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産消費形態を確保する
	すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

第２回市連会説明資料
令和３年５月１２日
都市整備局ＩＲ推進課

横浜ＩＲ（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。
今月は、以下２件についてお知らせいたします。

１　横浜イノベーションＩＲシンポジウムの録画配信について

３月 27 日（土）にオンラインで開催した「横浜イノベーションＩＲシンポジウム」の録画配信を開始しました。横浜市 HP からご覧ください。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/210327sympo.html

横浜イノベーションＩＲシンポジウムの概要

総再生回数	296 回（瞬間最大視聴数：134）
構成及び主な内容	（１部）　岸 博幸　慶應義塾大学大学院教授による講演 （主な講演内容） ・世界中の人々は日本の伝統文化や食に関心がある。彼らを取り込んでいくべき ・ご懸念を持つ方がいらっしゃるので、市も対話、説明を続けていくべき
	（２部）　慶應義塾大学大学院　岸 博幸教授、 お笑いタレント　村上 知子さん、 横浜国立大学大学院　川添　裕教授（当時） KPMG 有限責任あずさ監査法人　丸田　健太郎さん によるパネルディスカッション （主な発言内容） ・街が変わることは不安にもなるが、ＩＲを知ると面白味があるもので、世界から来る方々の日本の窓口になると感じた。 ・横浜が文化観光都市として進化することが税収の観点からも非常に重要。その切り札がＩＲと思うので、市民の皆様にも広い観点から横浜の将来を考えていただきたい。 ・横浜はビジター共生の都市としてこれからもやっていくべき ・各国では、ＩＲが社会の課題を解決するためのツールとして使われている。横浜でも財政などの課題を解決するＩＲになると期待している。

２　ＩＲ事業説明会実施結果の公表について

２月から３月にかけてオンラインで開催したＩＲ事業説明会のアンケート結果を横浜市 HP で公表しました。（別紙参照）

なお、ＩＲ事業説明会で配信した副市長によるあいさつ、「横浜ＩＲの方向性」及び「実施方針」の説明についても、横浜市 HP でご覧になれます。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html

担当　都市整備局ＩＲ推進課
TEL　６７１－４１３５
FAX　５５０－３８６９

別紙

ＩＲ（統合型リゾート）事業説明会　アンケート
全6回（DVD等視聴含む）　結果

■開催概要

開催回	開催日	当日参加者 Zoom（人）	質疑応答（件）	アンケート（件）	Youtube 視聴者（人）
1	令和3年2月6日(土)	69	12	37	92
2	令和3年2月12日(金)	56	8	35	81
3	令和3年2月20日(土)	49	8	32	64
4	令和3年2月26日(金)	26	7	13	48
5	令和3年3月7日(日)	25	6	16	54
6	令和3年3月14日(日)	46	7	29	56
その他	DVD等視聴	–	–	8	–
合計		271	48	170	395

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を考慮して、サテライト会場の設置を中止しました。

なお、サテライト会場申込者の代替措置として、YoutubeまたはDVDを視聴した８人の方から、専用のWEBフォームや書面により、アンケートをご提出いただきました。

■タイムスケジュール

- 冒頭あいさつ（副市長によるビデオメッセージ）【３分程度】
- 事務局による事業説明　【30分程度】
- 休憩／質問作成　【20分程度】
- 質疑応答　【40分程度】

各アンケート項目の割合については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1 年齢

項目	回答数	回答の割合
10代	2	1.2%
20代	9	5.3%
30代	55	32.4%
40代	25	14.7%
50代	27	15.9%
60代	26	15.3%
70代	26	15.3%
80代	0	0.0%
計	**170**	**100.0%**

30代が約3割と最も多くなっています。

2 現在の職業

項目	回答数	回答の割合
自営業	18	10.6%
会社員	62	36.5%
会社経営･役員	32	18.8%
公務員･団体職員	11	6.5%
主婦･主夫	11	6.5%
学生	4	2.4%
無職	20	11.8%
その他	12	7.1%
計	**170**	**100.0%**

「会社員」が最も多く、次いで「会社経営・役員」の順となっています。

３ 在住・在勤・在学

項目	回答数	回答の割合
鶴見区	3	1.8%
神奈川区	13	7.6%
西区	25	14.7%
中区	18	10.6%
南区	7	4.1%
港南区	6	3.5%
保土ケ谷区	9	5.3%
旭区	6	3.5%
磯子区	1	0.6%
金沢区	10	5.9%
港北区	17	10.0%
緑区	5	2.9%
青葉区	11	6.5%
都筑区	6	3.5%
戸塚区	12	7.1%
栄区	10	5.9%
泉区	2	1.2%
瀬谷区	1	0.6%
回答なし	8	4.7%
計	**170**	**100.0%**

「西区」が最も多く、次いで「中区」、「港北区」の順となっています。

４ 本説明会は何で知りましたか。

項目	回答数	回答の割合
広報よこはま	57	33.5%
横浜市のホームページ （公式ウェブサイト含む）	36	21.2%
横浜イノベーションＩＲ公式Facebook	4	2.4%
新聞、インターネット記事	18	10.6%
知人の紹介	22	12.9%
その他	33	19.4%
計	**170**	**100.0%**

「広報よこはま」からが情報源として最も多く、次いで「横浜市のホームページ」の順となっています。

５ ＩＲ（統合型リゾート）については、どの程度知っていましたか。

項目	回答数	回答の割合
詳しく知っていた	43	25.3%
大まかに知っていた	111	65.3%
名前を聞いた事がある程度	14	8.2%
ほとんど知らなかった	2	1.2%
計	**170**	**100.0%**

「詳しく知っていた」、「大まかに知っていた」が合わせて約9割となっています。

６ ＩＲに行ったことがありますか。

項目	回答数	回答の割合
はい	55	32.4%
いいえ	115	67.6%
計	**170**	**100.0%**

ＩＲに行ったことがある方は約3割となっています。

７ 今回の説明会で、ＩＲの内容や実施方針についてどの程度理解が深まりましたか。

項目	回答数	回答の割合
深まった	38	22.5%
やや深まった	68	40.2%
どちらとも言えない	23	13.6%
あまり深まらなかった	17	10.1%
全く深まらなかった	23	13.6%
計	**169**	**100.0%**

「深まった」「やや深まった」が合わせて約6割となっています。

８ 理解を深めることができた内容は何ですか。（３つまで）

有効回答者数: 170　　のべ回答数: 335

項目	回答数
横浜ＩＲの方向性	101
ＩＲ施設の構成（種類、機能、規模）	62
民設民営による整備・運営や事業方式	62
カジノ収益の使途	36
依存症・治安対策等の取組	31
該当なし	32
その他	11

「横浜ＩＲの方向性」が多く、「ＩＲ施設の構成」、「民設民営による整備・運営や事業方式」が並んでいます。

9 分かりづらかった内容は何ですか。（３つまで）

有効回答者数：169　　のべ回答数：267

項目	回答数
横浜ＩＲの方向性	21
ＩＲ施設の構成（種類、機能、規模）	27
民設民営による整備・運営や事業方式	45
カジノ収益の使途	50
依存症・治安対策等の取組	53
該当なし	47
その他	24

「依存症・治安対策等の取組」、「カジノ収益の使途」、「該当なし」の順となっています。

10 あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、
ＩＲのどのような部分に魅力を感じますか（３つまで）

有効回答者数：170　　のべ回答数：362

項目	回答数
観光客の増加	45
市内経済の活性化	78
税収の増加	64
働く場所の増加	21
観光・エンターテインメントの場の増加	55
市内の文化・芸術の発展	20
豪華なホテルの利用	6
カジノの利用	17
該当なし	40
その他	16

「市内経済の活性化」、「税収の増加」、「観光・エンターテインメントの場の増加」の順となっています。

11 あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、
ＩＲのどのような部分に不安を感じますか。（３つまで）

有効回答者数：170　　のべ回答数：405

項目	回答数
観光客の増加によるトラブル	25
交通渋滞や公共交通機関の混雑	31
横浜のイメージの悪化	42
依存症の増加	57
青少年への悪影響	34
マネー・ローンダリング	41
反社会的勢力の関与	70
周辺地域の治安悪化	63
該当なし	17
その他	25

「反社会的勢力の関与」、「周辺地域の治安悪化」、「依存症の増加」の順となっています。

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料 No.13

栄区連合町内会 5 月定例会資料
令 和 3 年 5 月 20 日
栄 区 区 政 推 進 課

地域 SNS「ピアッザ」栄区エリアのオープンについて（報告）

栄区では「セカンドキャリア支援事業」として、中高年層の区民の皆様が新たな楽しみ・新たな挑戦・新たな出会いを通じて活き活きと暮らすことで、より一層地域の魅力と活力があふれるまちづくりを目指しています。

昨年度、皆様にご協力いただいたアンケート調査の結果をふまえ「区民が身近な地域の情報を容易に入手」「地域の団体の発信力強化」を実現する手段として、地域 SNS アプリ「ピアッザ」の活用を決定し、このたび、同アプリ内で栄区エリアをオープンします。

1　地域 SNS ピアッザ概要

街に暮らす人同士がお互いに情報を発信し合うことで、街のことを知り、つながりを作っていくことができる地域 SNS アプリです。

「栄区エリア」に登録すると、利用者は、栄区に限定した情報交換等を行うことができ、パソコン、スマホから無料で登録・利用することができます（通信料のみ利用者負担）。

＜登録方法＞

・アプリ登録は下の二次元コードを読み取り
　または、ios／Android アプリストアで検索
・パソコンでの登録はインターネットで検索
（通信料のみ利用者負担）

PIAZZA

2　スケジュール（予定）

5 月 24 日　栄区エリアオープン、記者発表
6 月 21 日　区連会にて掲示板へのチラシ掲示依頼

3　今後の依頼事項

<u>６月にＡ４サイズのチラシを配送</u>いたしますので、**<u>各自治会・町内会掲示板に掲出くださるようお願いいたします。</u>**

4　参考資料

ピアッザの事業内容チラシ（Ａ５版）
※今回のＡ５版チラシについては掲示不要です。

【担当】
区政推進課企画調整係　高木、佐藤
電話：045-894-8161　FAX：045-894-9127

あなたの情報が誰かの役に立ちます！

この街を楽しみたい人は今すぐ登録！

登録は簡単 3 ステップ！

Step 1 メールアドレスか Facebook アカウントで登録

Step 2 “栄区エリア” を選択！

Step 3 ニックネームや出身地などを入力

Welcome! 投稿がアップされます

登録が完了すると

グループに参加しよう♪

「おすすめグルメ」や「ママ交流会」、「飲み歩き好き」など、興味のあるグループに参加して、よりディープな情報交換を楽しみましょう♪

スマホから♪ DL無料!!

www.piazza-life.com　ピアッザ 栄区

お問い合わせ：PIAZZA 株式会社 / 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル 5F / info@piazza-life.com

栄区エリアの情報交換

地域 SNS「ピアッザ」

※ 実際のユーザーさんです。

ピアッザ

栄区

「ピアッザ」は防災情報・行政情報や地域情報などを安心安全に交換しあえる SNS アプリです。
「ピアッザ」と横浜市栄区は連携して地域の情報を発信しています。

ピアッザの意味は、
イタリア語で「広場」

ピアッザは、街の情報をユーザーさん同士で安心・安全に
交換し合うことのできる情報交換SNSアプリです♪

おもちゃや
家具、家電など
おさがりの譲り合い

ネットには
載っていない
イベント情報も
カレンダーでチェック!

習い事や
ワークショップの
お知らせをチェック♪

ご近所さんから
リアルなオススメの
病院情報や遊び場
の口コミ♪

街の人だからわかる
オススメのグルメ情報
子連れランチ情報も！

防犯情報や
自治体ニュースが
タイムラインで
すぐ見られる♪

ピアッザを使い始めたきっかけは、近くの児童館に初めて息子を連れて行った時で、地域の情報が見られると知り、アプリをインストールしました。

使ってみると、他のSNSでは得られないようなごく身近な情報を得られ、さらにアプリ内「お譲りします」機能を使って実際にクッキーの型や子ども椅子を譲っていただくなど、オンライン上とリアルでのご近所付き合いが楽しめます。

同じ頃に参加し始めた公園の芝生管理ボランティア「イクシバ！プロジェクト」の周知をピアッザで始めましたが、ピアッザの投稿を見てこの活動に参加してくださる方もいて、公園の芝生が手作業で大切に育てられているということを地域の皆さんに知っていただくツールとしても効果があるんだなと実感しています！

ボランティア活動を紹介
仲間が増えました

KAWASHIN さん / ピアッザ歴２年

ピアッザで少しずつ
広がる地域の繋がり。
子育てもぐっと
楽しくなりました！

sakki さん / ピアッザ歴４年

子どもが産まれて、小児科や公園、児童館の情報をもっと知りたいと思った時に、ネット検索で「ピアッザ」を知りました。
投稿のきっかけは、息子の１歳誕生日の一升餅探し。どこで購入しようか迷った時、ピアッザで先輩ママさんに教えてもらい素敵な思い出を残すことができました。この投稿をきっかけに先輩ママや地域の繋がりを持てたことが、凄く嬉しかったです。

最近では、週末のお出かけ情報をエリアを変えて検索したり、ご近所さんからの美味しいランチ情報を見てママランチ会を開催したりしています。

ピアッザを使い始めて自然と心地良い繋がりが出来てきました。地域情報にも詳しくなってきて、街に愛着が湧いて以前よりすみやすくなったような気がします。ピアッザは、私の生活には欠かせないツールの一つです！

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD
WHO推奨国際認証都市

資料 No. 14

区連会５月定例会説明資料
令 和 ３ 年 ５ 月 ２０ 日
栄 区 区 政 推 進 課

令和３年度「栄区生活情報お届け隊」（栄区出前講座）の実施について

日頃より栄区政にご協力いただきありがとうございます。
本年度も「栄区生活情報お届け隊」（栄区出前講座）を別紙のとおり実施いたします。
地域の皆さまのご意見を伺う場として、また、区役所職員がより身近な存在となれるような場にしていきたいと考えておりますので、皆さまからのお申し込みをお待ちしております。

１　添付資料

令和３年度「栄区生活情報お届け隊」講座メニュー表及び申込書

２　講座メニュー表・申込書の配布場所

区役所広報相談係（本館４階 44 番窓口、本館１階総合案内）、区内地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウス
※栄区ホームページからもダウンロードできます

栄区生活情報お届け隊	検索

３　備考

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等になる可能性があります。詳しくは申込み担当課までご連絡ください。

【担当】栄区区政推進課広報相談係
鶴岡・石上
電　話：８９４－８３３５
ＦＡＸ：８９４－９１２７

セーフコミュニティ

育児子育て

防災防犯

まちづくり

健康福祉

保険年金税金

暮らし

令和３年度

「栄区生活情報お届け隊」講座メニュー

栄区役所

区役所職員が地域の皆さまのところへ、生活に役立つ情報をお届けに伺います！

令和３年度 栄区生活情報お届け隊

☀ **申込みできる方**

栄区に在住・在勤・在学の方により構成される ５人以上 のグループ、団体

※政治・宗教・営利を目的としたグループ等からのご依頼はお受けできません

☀ **申込み方法**

添付のメニュー表をご確認いただき、ご希望日の概ね１か月前までに、講座の担当課あてに電話等でお問い合わせください。

日程・講座内容等の調整がつきましたら、申込書（最終ページ）に必要事項をご記入の上、担当課までご提出ください。

※申込書は栄区ホームページからもダウンロードできます 栄区生活情報お届け隊 検索

☀ **実施日及び時間**

原則として平日の午前９時～午後５時の間で、概ね２時間以内となります。

☀ **実施会場**

会場は、申込みいただくグループ、団体の皆さまが 栄区内でご用意ください。

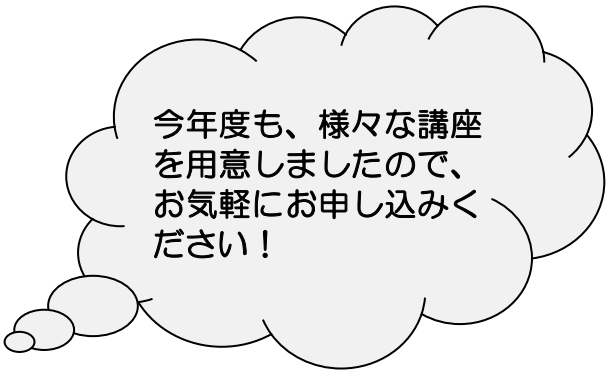

【担当】栄区役所区政推進課広報相談係
鶴岡・石上
電　　話：８９４－８３３５
Ｆ Ａ Ｘ：８９４－９１２７
E-Mail：sa-kusei@city.yokohama.jp

☀ 講座目次

・申し込みは担当課に直接電話でお申し込みください。
・その他、ご要望があればお気軽にご相談ください。

1　防災・防犯 （P1）

1　防災の取組
2　自治会・町内会の役割について
3　火災予防
4　災害時要援護者の支援
5　災害時の飲料水確保

2　健康・福祉 （P1）

1　さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）
2　高齢者のための介護予防講座
3　認知症を正しく知る
4　障害者福祉サービス
5　たばこの害や禁煙の方法
6　生活習慣病の予防
7　感染症の予防と対策
8　食育のすすめ
9　地域包括ケアシステム（栄区らしい地域ケア）
10　シニアライフノートの書き方
11　”けんしん”を受けよう（がん検診・特定健康診査）

3　育児・子育て （P2）

1　子育て支援
2　保育士や保育園施設の活用
3　絵本の読み聞かせ

4　セーフコミュニティ （P2）

1　セーフコミュニティ

5　まちづくり （P2）

1　良好な街並みを守るには
2　河川と下水道の話

6　保険・年金・税金 （P2）

1　国民健康保険について知ろう
2　後期高齢者医療制度について知ろう
3　知っておきたい国民年金のはなし
4　税金のお話パート1（年末調整や申告及び納税など）
5　税金のお話パート2（固定資産税や納税など）

7　暮らし （P3）

1　食中毒予防について
2　住まいの衛生管理について
3　ペット（犬・猫）との暮らしを考える
4　戸籍・住民票の話
5　生涯学習についての情報提供や学習相談
6　ごみの分別等
7　身近な道路
8　公園と公園愛護会
9　救急の話

8　その他 （P3）

1　栄区の主要事業
2　出前水道教室・講座

1. 防災・防犯

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	防災の取組	避難所の種類、役割及び場所などをはじめ、震災、水害、土砂災害対策等、栄区における防災の取組についてお話します。	総務課 ☎:894-8312
2	自治会・町内会の役割について	地域の日頃の付き合い、人とのつながりを基盤とする自治会・町内会の役割についてお話します。	地域振興課 ☎:894-8391
3	火災予防	時季や地域特性、年齢層にあわせた住宅防火対策をお話しします。住宅用火災警報器の設置・点検や消火器等の取り扱いについて説明します。	栄消防署 ☎:892-0119
4	災害時要援護者の支援	障害のある方や高齢者の方などが災害時に支援を必要とすることについてお伝えし、地域が主体となった支援の必要性についてお話しします。	福祉保健課 ☎:894-6962
5	災害時の飲料水確保	災害時給水所（災害時に給水が出来る場所）や水の備蓄、水道局の防災への取り組みなどを紹介します。	水道局戸塚水道事務所 ☎:871-6461

2. 健康・福祉

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）	さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）がめざしていることや、どのような活動が行われているか分かりやすく説明します。	福祉保健課 ☎:894-6962
2	高齢者のための介護予防講座	いつまでも元気に暮らすために介護予防や認知症予防のための簡単な運動やお口のケア、毎日の生活の中でできる工夫をお伝えします。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
3	認知症を正しく知る	認知症の正しい知識や対応方法についてお話しします。また、キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座も行っています。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
4	障害者福祉サービス	地域で暮らす障害者が利用可能な福祉サービスについてお伝えします。	高齢・障害支援課 ☎:894-8068
5	たばこの害や禁煙の方法	たばこの害、受動喫煙による影響について、また禁煙へのアドバイスをお話します。	福祉保健課 ☎:894-6964
6	生活習慣病の予防	生活習慣病を予防するためのライフスタイルの見直しなどについてお話します。	福祉保健課 ☎:894-6964
7	感染症の予防と対策	結核やインフルエンザ、感染性胃腸炎などへの対応や予防方法についてお話します。	福祉保健課 ☎:894-6964
8	食育のすすめ	子どもから高齢者まで望ましい食生活を営むことができるよう、「食」に関する正しい知識について分かりやすく説明します。	福祉保健課 ☎:894-6964
9	地域包括ケアシステム（栄区らしい地域ケア）	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、「医療」や「介護」、「生活支援」などを一体的に提供するしくみを説明します。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
10	シニアライフノートの書き方	今までの人生を振り返り、これからの生活を考えるきっかけとして、また、健康チェック、認知症の早期発見など元気で暮らすヒントも記載されている「栄区版エンディングノート」について説明します。	高齢・障害支援課 ☎:894-8415
11	”けんしん”を受けよう（がん検診・特定健康診査）	がん検診、特定健康診査の2つの”けんしん”について、その必要性と、利用していただける制度をわかりやすく説明します。	福祉保健課☎:894-6964/ 保険年金課☎:894-8425

3. 育児・子育て

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	子育て支援	乳幼児健診・育児支援・子育て相談など、区で受けられる事業の内容や、子どもの成長発達と育児のポイント、地域における子育て支援について説明します。	こども家庭支援課 ☎:894-8411
2	保育士や保育園施設の活用	保育のプロである保育士や保育施設を活用して、地域で子育て支援を考えている方に子どもの成長発達の話や遊び方などのアドバイスをします。	こども家庭支援課 ☎:894-8463
3	絵本の読み聞かせ	家庭での親子の読み聞かせや子育てサークルでの読み聞かせについて、図書館司書が絵本の選び方、読み方など、おすすめの絵本をお持ちしてアドバイスします。	栄図書館 ☎:891-2801

4. セーフコミュニティ

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	セーフコミュニティ	栄区は、国際認証「セーフコミュニティ」を取得し（平成25年度）、30年度には再認証を取得。事故やけがの予防に取り組んでいます。日常に潜むリスクやデータに基づく対策、取組内容等について説明します。 （8つの分科会） ・こども安全対策分科会 ・スポーツ安全対策分科会 ・交通安全対策分科会 ・児童虐待予防対策分科会 ・高齢者安全対策分科会 ・災害安全対策分科会 ・自殺予防対策分科会 ・防犯対策分科会	区政推進課 ☎:894-8936

5.まちづくり

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	良好な街並みを守るには	建築協定や地区計画制度など、現在の良好な街並みを維持していくための制度や仕組みについて、分かりやすく説明します。	区政推進課 ☎:894-8161
2	河川と下水道の話	いたち川の良好な水環境と日常生活により発生する排水などの下水道との関係を説明します。	栄土木事務所 ☎:895-1411

6. 保険・年金・税金

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	国民健康保険について知ろう	国民健康保険の加入手続き、保険料、給付について分かりやすく説明します。	保険年金課 ☎:894-8425
2	後期高齢者医療制度について知ろう	75歳以上の方等が加入される医療保険制度について、保険料の仕組みや給付金の受取方法など、知っていると役に立つ情報をお知らせします。	保険年金課 ☎:894-8426
3	知っておきたい国民年金のはなし	老後の生活をはじめ、事故などで障害を負ったときや、生計を維持していた方が亡くなったときに、みんなで暮らしを支えあう制度です。 公的年金の全体像をわかりやすく解説します。	保険年金課 ☎:894-8421
4	税金のお話パート1（年末調整や申告及び納税など）	年金収入と税金の関係や医療費控除をはじめ、各種の税控除について、区民の皆さまからよくいただく質問を中心に分かりやすく説明します。また、口座振替やペイジー納付など便利な納税方法もご案内します。	税務課 ☎:894-8350
5	税金のお話パート2（固定資産税や納税など）	土地や家屋にかかる固定資産税について、区民の皆さまからよくいただく質問を中心に分かりやすく説明します。また、口座振替やペイジー納付など便利な納税方法もご案内します。	税務課 ☎:894-8365

7. 暮らし

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	食中毒予防について	食品や調理器具の衛生的な取扱いや調理のポイント、食中毒予防などについてお話します。	生活衛生課 ☎:894-6967
2	住まいの衛生管理について	庭木にアシナガバチやスズメバチの巣ができた時、家屋にダニやネズミが発生した時の対処方法などについてお話します。	生活衛生課 ☎:894-6967
3	ペット（犬・猫）との暮らしを考える	犬・猫を飼う時に必要な手入れや病気予防、しつけなど理解しておきたい知識についてお話します。また、災害時対策についてお話します。	生活衛生課 ☎:894-6967
4	戸籍・住民票の話	戸籍・住民票の制度の仕組みやマイナンバーカード（個人番号カード）の発行手続き、コンビニ交付サービスの利用方法などについて分かりやすく説明します。	戸籍課 ☎:894-8340
5	生涯学習についての情報提供や学習相談	「何かを始めてみたい」「こんな事を学んでみたい」というご相談にお答えします。	地域振興課 ☎:894-8395
6	ごみの分別等	生ごみ処理器「キエーロ」を利用して、生ごみを資源に変えるちょっとしたコツをご紹介します。また、「ごみと資源の分け方・出し方」についても分かりやすく説明します。	地域振興課 ☎:894-8576
7	身近な道路	知っているようで知らない、道路の様々な施設の役割や、身近な道路を守る取組、道路工事の「？」について説明します。	栄土木事務所 ☎:895-1411
8	公園と公園愛護会	公園を楽しく利用するための方法や、日常管理に活躍する公園愛護会について説明します。	栄土木事務所 ☎:895-1411
9	救急の話	心肺蘇生法等の応急手当や応急救護の方法について分かりやすく説明します。また、ケガや病気等を未然に防ぐ「予防救急」について、過去の救急搬送データに基づきお話しします。	栄消防署 ☎:892-0119

8.その他

No	講座名	内　容	申込み担当課（電話）
1	栄区の主要事業	新規事業をはじめとした令和3年度の主な事業について説明します。	区政推進課 ☎:894-8161
2	出前水道教室・講座	浄水場の仕組み（ろ過実験やパワーポイントなど）や水道局の仕事、歴史、取組みなどをお好みに合わせて紹介します。	水道局戸塚水道事務所 ☎:871-6461

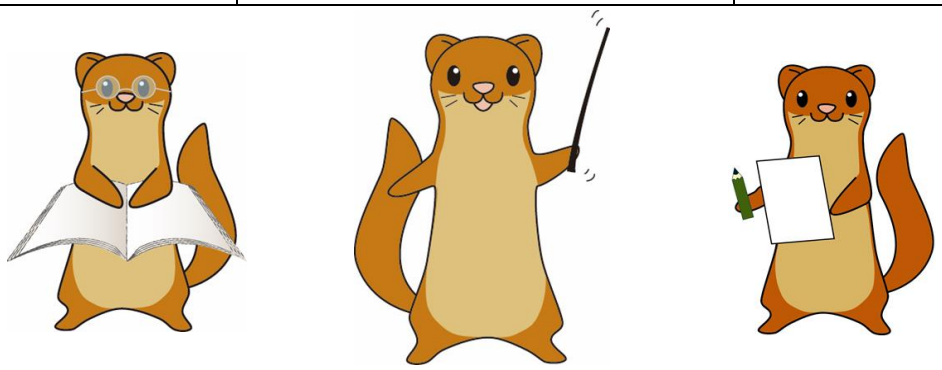

令和　　年　　月　　日

「栄区生活情報お届け隊」申込書兼報告書

【申込書】（申込者記入）

申込者	団体名	
	代表者氏名	☎　　－　　－
希望講座番号	－	講座名	
講座を実施する行事		
名　　称		
日　　時	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分～　　時　　分
場　　所	
対象者の年代	小学生　　中学・高校生　　大人
参加人数（予定）	人
目　　的	
その他要望事項	

【報告書】（担当課記入）

担　当　課	課　　係
参加人数（実績）	人
質問項目 （担当課→申込代表者） ※講座終了後、聞き取り調査をしてください。	○　本日の講座内容についての評価 ○　申込方法・メニュー表などについての評価 ○　その他、講座事業に関する要望等
担当課による所感	○　講座実施による成果（効果）、反省点など

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料 No.15

栄区連合町内会５月定例会資料
令 和 ３ 年 ５ 月 ２０ 日
栄区区政推進課広報相談係

栄区区政推進課

タッチーくんグッズを「本郷地区センター」で販売しています（情報提供）

区民の皆さんに愛されているタッチーくんのグッズが、**４月 28 日（水）から**「本郷地区センター」で販売を開始しました。

今なら、タッチーくんグッズをご購入の方に、数量限定で「タッチーくんふせんまたはタッチーくん缶マグネット」をプレゼント♪
可愛いタッチーくんグッズをぜひご購入ください！

※グッズをご購入の際は、マスク着用などの感染症対策にご協力をお願いいたします。

販売場所

本郷地区センター（桂町 301）

特典（数量限定）

グッズ種類

早期購入で、付箋やマグネットが

もらえるチャンス！

【担当】栄区区政推進課広報相談係
鶴岡、石上、丹羽
電話：894-8335　FAX：894-9127

市連会５月定例会説明資料 令和３年５月１２日 健康福祉局高齢健康福祉課	区連会５月定例会資料 令和３年５月２０日 栄区高齢・障害支援課

資料Ｎｏ．16

第８期　横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について

第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）について、第７期計画（平成 30～32 年度）の終了に伴い、新たに第８期計画（令和３～５年度）を策定しました。

１　計画概要

基本目標

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

計画の施策体系

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

Ⅳ　安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を３本の柱として総合的に取り組みます。

Ⅴ　地域包括ケアの実現のために

- 介護サービスに関する情報をわかりやすく発信するとともに、適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

Ⅵ　自然災害・感染症対策

- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策に関する周知啓発、研修を実施します。

認知症施策推進計画

共生　**備え**　**安心**

- 認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を活かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。
- 発症以前からの理解、発症の気づきと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。
- 自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

介護サービス量の見込み・保険料の設定

介護保険料（第１号被保険者の保険料基準額）

第７期保険料基準額（平成３０～令和２年度）	第８期保険料基準額（令和３～５年度）
６,２００円	６,５００円

（裏面あり）

２　計画の周知

３月 31 日（水）に計画策定の記者発表をいたしました。また、市役所３階市民情報センターで閲覧を実施しています。計画書の冊子は、市政刊行物・グッズ販売コーナーで６月上旬から販売予定です（価格未定）。概要版は、市民情報センター、各区広報相談係などで６月下旬から配布（無料）を予定しています。

・計画書・概要版は、下記ホームページでも閲覧が可能です。
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/8ki-keikaku.html

健康福祉局　高齢健康福祉課
担当：近藤、高橋、清水
TEL:671-3412　FAX:550-3613

計画期間　令和３年度～５年度

よこはま地域包括ケア計画

第８期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画

概要版

目　次

第１章	よこはま地域包括ケア計画の趣旨	P.1
第２章	横浜市の高齢者を取り巻く状況	P.3
第３章	計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	P.7
第４章	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P.11
第５章	認知症施策推進計画の施策の展開	P.37
第６章	介護サービス量の見込み・保険料の設定	P.48

POSITIVE AGING

第１章　よこはま地域包括ケア計画の趣旨

１．計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第 20 条の８に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体なものとして策定する、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また「認知症施策推進計画」は、令和元年６月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら３つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。

本計画は、第７期計画（平成 30 年度～令和２年度）の終了に伴い、新たに第８期計画（令和３年度～５年度）を策定したものです。

横浜市では、第６期計画から「よこはま地域包括ケア計画」を、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的に進めていくための計画として位置付け、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年に向けた施策や取組を進めてきました。本計画では、2025 年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える 2040 年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、65 歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040 年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域づくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働の下に構築を進めていきます。

＜　よこはま地域包括ケア計画と他の計画の関係　＞

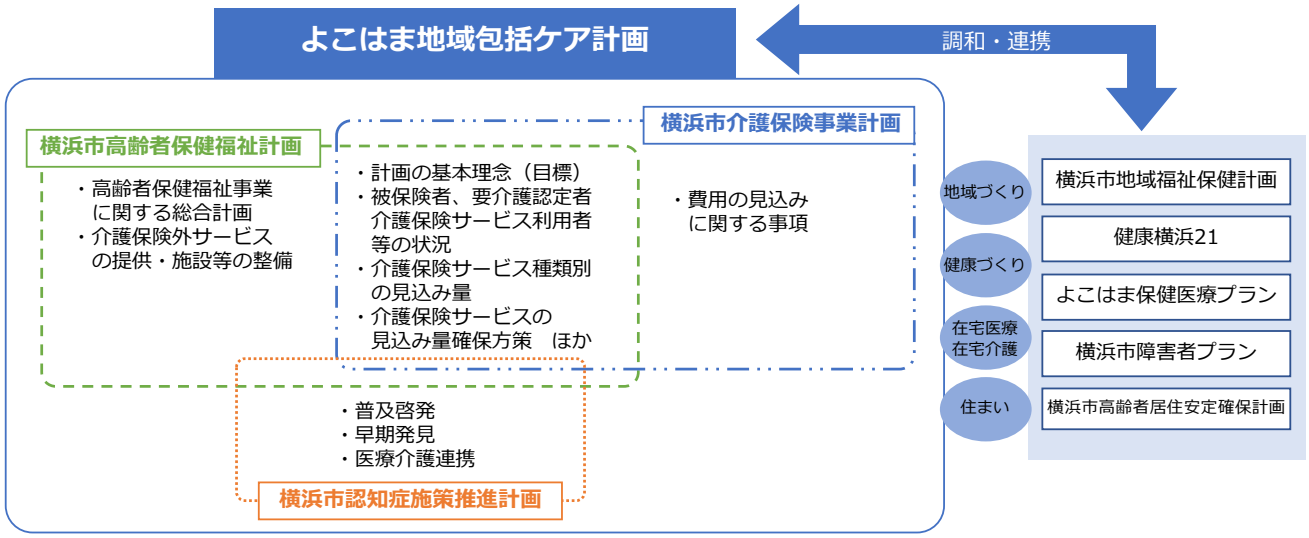

２．計画の期間

本計画の計画期間は令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までの３年間です。

計画は３年ごとに見直しを行うことから、令和２年度（2020年度）に第７期計画の見直しを行いました。

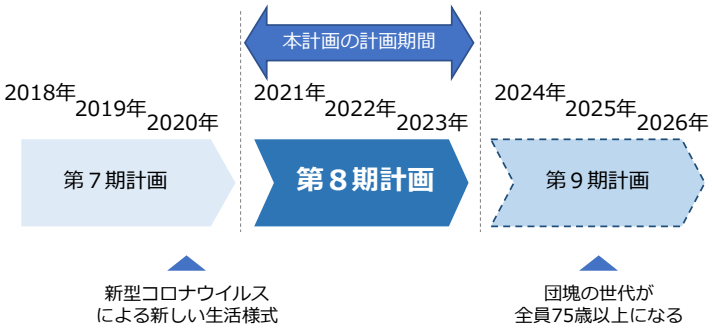

３．地域包括ケアシステムの目的

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目途に、全国各地で構築が進められています。

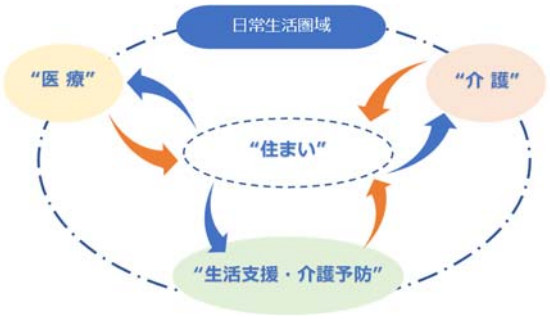

<日常生活圏域単位での地域包括ケアシステム>

参考：厚生労働省資料

４．計画の策定・推進体制

本計画は、庁内の関係区局による体制を基盤に、被保険者の代表や学識経験者、保健・医療・福祉関係者による介護保険運営協議会等を設置して、多様な参加者による知見や意見を踏まえて策定・推進しています。

５．計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和３年度から令和５年度の３年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、ＰＤＣＡサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。

第２章　横浜市の高齢者を取り巻く状況

１．統計データから見る横浜市の高齢者の状況

（１）「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」のこれから

2020 年時点で 65 歳から 74 歳のいわゆる「前期高齢者」は約 44 万人となっており、団塊の世代に該当する世代が含まれています。団塊の世代は 2025 年には全員が 75 歳以上のいわゆる「後期高齢者」となり、日常の生活を継続するために医療や介護などの支援や手助けが必要になる年齢になってきます。また、2040 年には「前期高齢者」の全員が 85 歳以上となり、加齢に伴う心身の衰えや、認知症高齢者の増加が予想され、医療・介護の必要性がますます高まります。（下図①）

45 歳から 54 歳の団塊ジュニアを含む世代は 2020 年時点で約 62 万人となっており、市内全体でも人口数が多い世代となっています。これらの世代が 2040 年には 65 歳以上となり、仕事で培った経験・スキルを生かして、地域社会の担い手として活躍することが期待されます。（下図②）

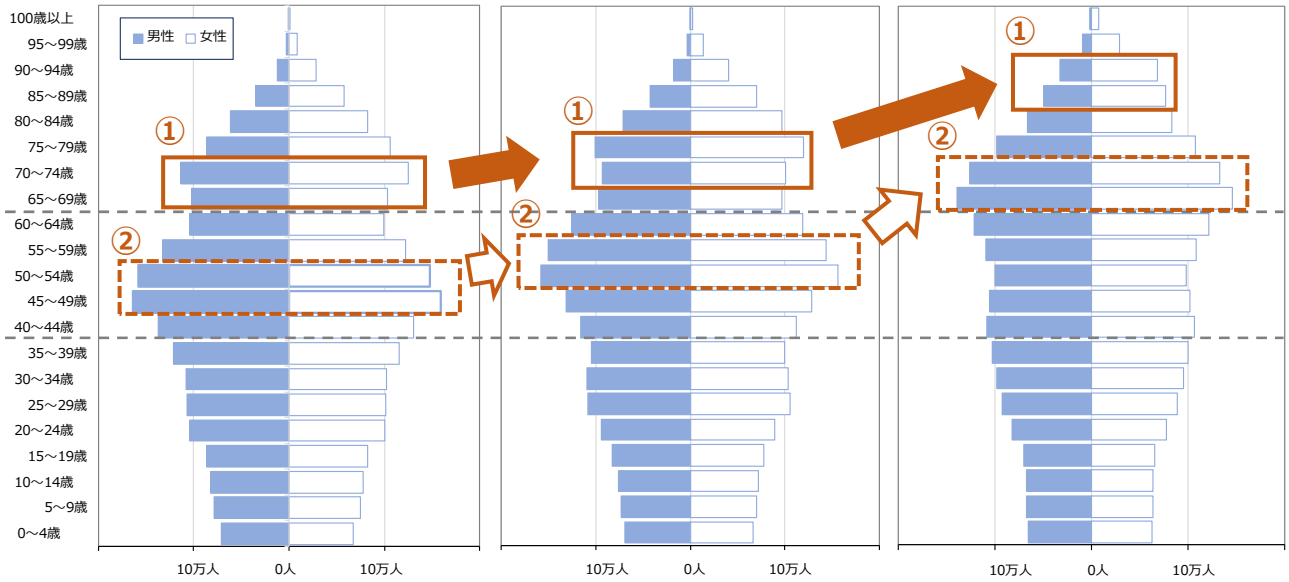

（２）要支援・要介護認定者数および認知症高齢者数

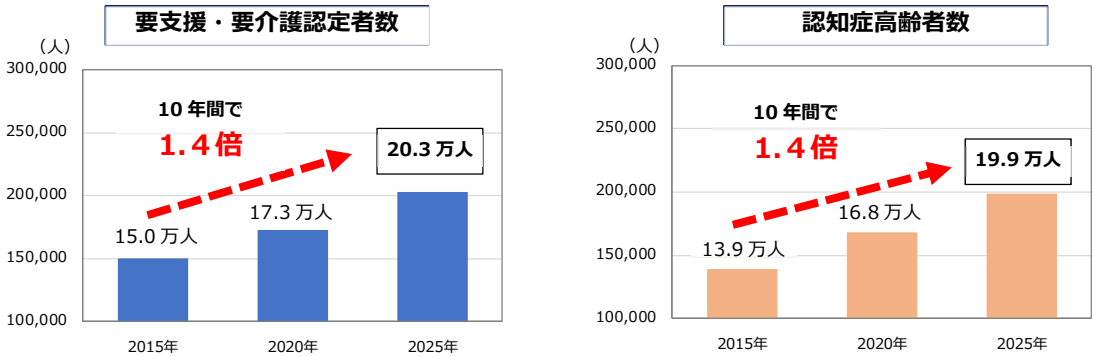

団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年に向けて、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに急増することが見込まれています。

要支援・要介護認定者数は、2015 年からの 10 年間で 1.4 倍（約 5.3 万人）の増加が見込まれています。また、認知症高齢者は、2015 年からの 10 年間で 1.4 倍（約 6 万人）の増加が見込まれています。

２．高齢者や介護事業者へのアンケート調査の結果

生活の一部に介護予防を意識した活動

要支援・要介護認定を受けていない、元気な 65 歳以上の高齢者の **82.5%**が、日頃から介護予防を意識した生活を送っています。

加齢に伴う心身の衰えはどなたにも訪れるため、日頃から生活に無理のない範囲で、身体機能の維持や、心の健康チェック、医師や専門家による定期的な診断を受けることで、健康的な生活を継続することができます。

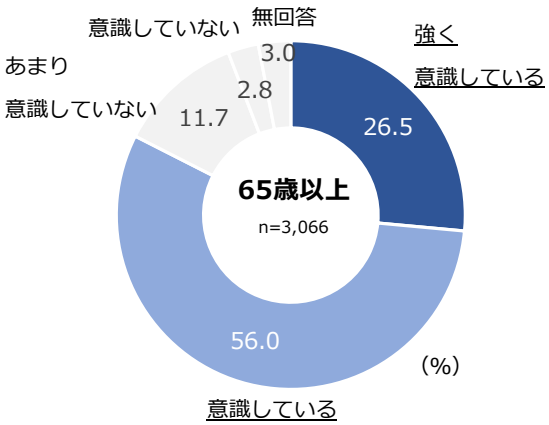

介護が必要になっても自宅で生活するために

介護が必要になった場合の暮らし方について「自宅」での生活を希望する高齢者は、元気な高齢者だけでなく、要支援・要介護認定を受けている高齢者においても半数程度を占めています。

在宅サービス等の福祉的サービスや、家族や地域の支援・手助けなど、様々な生活支援の選択肢の中から、高齢者一人ひとりに適した暮らし方を実現できる環境づくりが大切です。

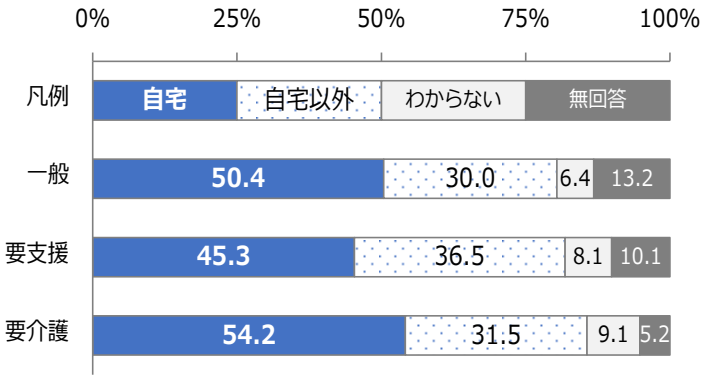

地域包括ケアシステムの構築に向けた課題

横浜型地域包括ケアの中核を担う地域ケアプラザが、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題としているものは「介護従事者の人材確保」が最も高くなっています。

また「多様な生活支援・サービスの提供」や「高齢者の社会参加の機会の創出」、「認知症への地域の理解」など、介護福祉サービスに限らない高齢者の生活を支える多角的な取組が必要になります。

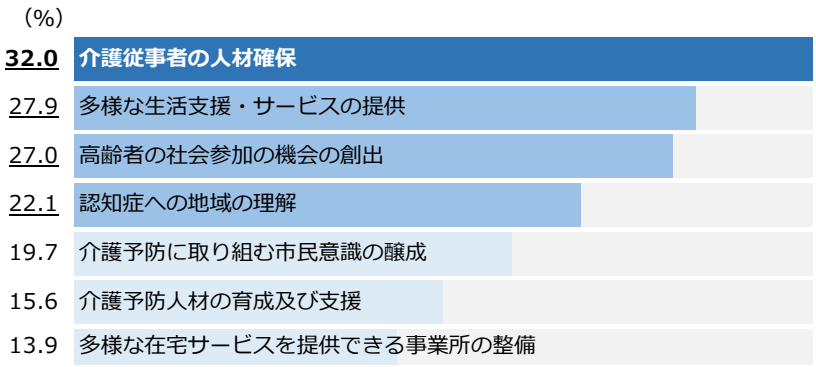

3．第７期計画における取組の成果と今後の課題

横浜市では第 7 期計画（平成 30 年度～令和２年度）において、横浜型地域包括ケアの充実に向けて、次の６つの施策に取り組んできました。各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下のとおりです。※施策Ⅴ・Ⅵは指標未設定

【指標の達成状況について】
達成状況（★）は、目標値に対する計画策定時から令和元年度末までの達成状況により以下の基準で評価しています。

★★★★★：目標値以上の達成（100%以上）	★★：達成度が 25%以上
★★★★　：達成度が 75%以上	★　：達成度が０%以上
★★★　：達成度が 50%以上	△　：計画時よりも低い

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
ウォーキングポイント「あと 1,000 歩､歩く」の割合	41.0％（平成 29 年度値）	44.0%	35.0%	△
地域の介護予防活動参加者数	25,458 人（平成 28 年度値）	30,000 人	41,392 人	★★★★★
地域活動やボランティア活動への高齢者の参加増				
ボランティア参加者の割合	15.5%（平成 28 年度値）	18.0%	15.6%	★
スポーツの会参加者の割合	30.1%（平成 28 年度値）	33.0%	32.9%	★★★★
趣味の会参加者の割合	39.3%（平成 28 年度値）	42.0%	38.6%	△

【主な成果✿と課題✦】

✿　元気づくりステーションや地域の介護予防グループ等の拡充により、介護予防に取り組む地域づくりが進んでいます。

✦　地域活動の担い手の高齢化が進み、活動を継続・発展させるための支援の充実が必要です。また、40～64 歳の世代に対する健康づくりや地域活動等の社会参加に向け、各事業が連動した情報提供や動機付けが必要です。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
横浜市内での在宅看取り率	18.9%（平成 27 年度値）	26.4%	23.9%	★★★
横浜市内での地域ケア会議開催回数	587 回（平成 28 年度値）	659 回	418 回	△

【主な成果✿と課題✦】

✿　エンディングノート､もしも手帳､看取り期の在宅療養サポートマップ等の作成や講演会等を通じて自分らしい暮らしを考えるきっかけを作る等､高齢者の意思決定支援を実施しました｡18 区の在宅医療連携拠点による､在宅医療と介護の相談支援の充実のほか、入退院サポートマップや脳血管疾患ケアサポートガイドの作成、人材育成研修等を通じて医療と介護の連携を促進しました。

✦　地域の課題解決に向けた連携の場としての地域ケア会議の活用を更に進めていく必要があります。在宅医療と介護に関わる人材育成の強化のために、関係者向けの研修機会等を更に充実させる必要があります。

Ⅲ　認知症にやさしい地域を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
認知症サポーター養成講座受講者数（市民向け）	222,300 人 （平成 28 年度値）	339,300 人	333,247 人	★★★★
認知症対応力向上研修受講者数（医療関係者向け）	1,669 人 （平成 28 年度値）	3,500 人	2,918 人	★★★

【主な成果✿と課題✦】

✿　認知症サポーター養成講座の受講者数が増えるなど、理解者・支援者となる方が増えています。認知症初期集中支援チームを 18 区に設置し、相談体制を充実させるとともに、もの忘れ検診のモデル実施や見守りシールの導入など、認知症の予防と共生に向けた取組が進んでいます。

✦　認知症サポーターが活動につながるための研修や取組が必要です。また、若い世代や企業等への認知症理解の向上や基本的知識の習得に向けた啓発活動が必要です。さらに、認知症初期集中支援チームの対応力の向上や医療・介護の専門職における認知症に対する理解促進と権利擁護の推進が必要です。

Ⅳ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホーム入居者の平均待機月数	12 か月 （平成 28 年度値）	12 か月	11 か月	★★★★★
市内の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.2% （平成 28 年度値）	4.0% （令和８年度目標）	3.5%	★★★★

【主な成果✿と課題✦】

✿　特別養護老人ホームや特定施設など計画どおりに整備を完了したことで、高齢期の住まい方について多くの選択肢を増やすことができました。

✦　市民の住まいや介護施設に対するニーズの増加・多様化への対応、高齢者施設・住まいの相談センターの認知度向上と利用促進、施設サービスの質の向上が必要です。

Ⅴ　安心の介護を提供するために

【主な成果✿と課題✦】

✿　資格取得、就労支援、住宅確保などの一体的な支援体制を整備しました。また、ベトナム、中国などの学校と介護分野における連携協定を締結し、外国人材の活用に向けた受入れ促進を図りました。

✦　コロナ禍により海外からの介護人材の受入れが停滞しているため、今後、入国制限が解除された場合には速やかな対応が必要です。また、介護人材の質と量のバランスを踏まえた確保策の検討や既存人材のスキルアップのための研修等の充実も必要です。

Ⅵ　地域包括ケアの実現のために

【主な成果✿と課題✦】

✿　医療・介護統合データベースを構築し、日常生活圏域の地域分析や共同研究事業を進めました。

✦　介護施設での業務の効率化やより効果的な情報発信のためにＩＣＴ等を活用する必要があります。

第３章　計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

１．横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18 区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

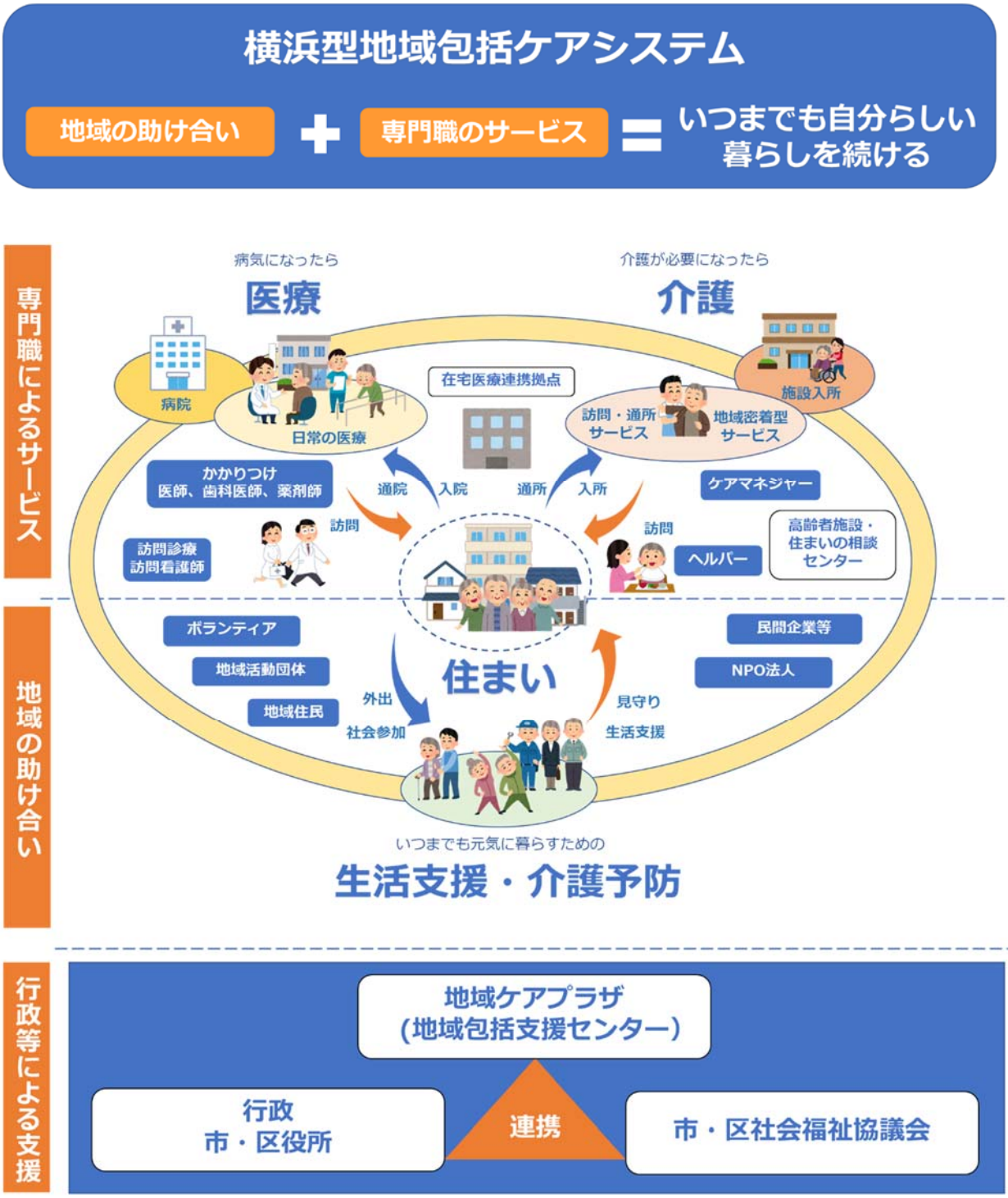

２．横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～

（１）2025 年の目指す将来像

- **地域で支え合い**ながら、
- **介護・医療が必要になっても安心して生活**でき、
- 高齢者が自らの意思で**自分らしく生きる**ことができる

（２）2040 年に向けて

横浜市の将来人口推計では、今後、総人口の減少が続きますが、高齢者人口は 2045 年まで増え続けます。2040 年には 85 歳以上人口が急速に増加し、介護や医療ニーズが増大します。

2025 年以降も介護・医療の需要が増大し続ける中で、限られた人材と財源の中、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応など、2040 年に向けて「横浜型地域包括ケアシステム」を基に、効率的・効果的な高齢者施策を実施していきます。

【横浜型地域包括ケアシステムの植木鉢】

横浜型地域包括ケアシステムを**バラ**の絵に見立てて表しています。

植木鉢	地域での生活基盤である「施設・住まい」
土	介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体となった「地域づくり」
葉・茎	「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の３つの専門職によるサービス提供と連携
水	サービスの提供や地域活動に不可欠な「人材の確保・育成」
栄養剤	外的環境からのリスクに備える「自然災害・感染症対策」
受皿	高齢者自身の意思決定の基盤となる「本人の選択と本人・家族の心構え」

2025 年までに、
地域づくりの充実と**施策の葉の成長**を図り「地域包括ケアの花」を咲かせます。

2040 年には、
「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越えて、
全ての市民が分け隔てなく、互いを理解し合いながら、
生きがいや役割を持って社会に参加できる**「地域共生社会の実現」**を目指します。

３．第８期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

○地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
○高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

○医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
○医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

○日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
○自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

Ⅳ　安心の介護を提供するために

○増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を３本の柱として総合的に取り組みます。

Ⅴ　地域包括ケアの実現のために

○介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
○介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

Ⅵ　自然災害・感染症対策

○地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
○必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

介護サービス量の見込み

ポジティブ・エイジングとは

●誰もが歳を重ねる中で、積極的で活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ・エイジング」に込めています。

●「ポジティブ・エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL　※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の３つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1　正しい知識・理解の普及

〇認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2　予防・社会参加

〇認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3　医療・介護

〇本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。

〇医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4　認知症の人の権利

〇認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5　認知症に理解ある共生社会の実現

〇様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。

〇若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

・保険料の設定

第４章　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

〇地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
〇高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

【第８期計画の重点キーワード】

高齢者が活躍できる通いの場の充実	多様な主体が連携した地域づくり

１．介護予防･健康づくり

施策の方向性

介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を構築します。

（１）介護予防の取組推進

地域介護予防活動の推進　**拡充**

事業内容	（ア）介護予防に資する通いの場の充実 〇地域の関係者や地域ケアプラザの専門職と連携し、身近な地域における多様な通いの場の充実を図ります。 〇元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、効果的な取組事例の報告機会を作る等、活動継続に向けたモチベーション向上を図ります。 〇通いの場に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や効果測定方法を検討します。 〇ポイント制度等の導入によりインセンティブを拡大し、通いの場への参加を促します。 〇地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。 （イ）通いの場等へのつながり支援 〇通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。 〇人や活動につながっていない高齢者を、地域の関係者や地域ケアプラザと連携して把握し、地域の活動等につなげていく仕組みを検討します。

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

事業内容	〇高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して参加できるよう、地域の通いの場や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等を積極的に活用します。 〇多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。

介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）　拡充

事業内容	○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じて、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。 ○感染症、災害等の状況下においては、高齢者の閉じこもりや生活不活発が増大することが懸念されるため、健康を維持するために必要な情報を多様な手法で発信します。 ○就労、ボランティア活動等、社会参加を促す様々な事業と連携し、社会参加が健康づくり・介護予防につながることを幅広く啓発します。

健康づくりと介護予防の連携強化

事業内容	○研究機関等と連携し、高齢者の身体・社会参加状況等を把握・分析します。また、各種統計データや地域資源情報等を活用して地域診断を行い、地域の健康課題を整理し、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討します。 ○若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と連携し、オーラルフレイルの普及啓発等、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組を進めます。

（２）健康寿命の延伸を目指した健康づくり

健康横浜２１に基づくよこはま健康アクションの取組

事業内容	（ア）生活習慣病対策の強化 ○健康診査やがん検診などの充実により、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見・早期治療を行い、健康の維持を図ります。 ○働き世代の健康づくりを進めるため、健康経営に積極的に取り組む事業所を認証する横浜健康経営認証制度等を活用し、市内事業所等による健康経営の取組を推進します。 ○生活習慣病が悪化する前に、特定健診の結果等に基づき保健指導を受け、改善できるよう取組を推進します。 （イ）生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり ○日々の健康づくりのきっかけづくりや継続を後押しするため「よこはまウォーキングポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」など、楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる施策を推進します。 ○保健活動推進員や食生活等改善推進員と連携し、地域活動を通した健康づくりを推進します。 ○加齢に伴ってリスクが高まるロコモやフレイルの予防に取り組みます。 ○全身の健康に影響を及ぼす歯周病対策やオーラルフレイル予防等、歯科口腔保健の取組を進めます。 （ウ）受動喫煙の防止 ○改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙を防止するため環境づくりを進めます。

2．社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

（1）高齢者が活躍できる場（通いの場等）の推進

高齢者が活躍できる通いの場等の充実 拡充

事業内容	○地域の中に、趣味を通じた人との交流の場や、仕事やボランティアなどを通じて誰かの役に立つことができる場など、高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場を充実する取組を進めます。 ○通いの場を充実することにより、高齢者だけでなく、世代を超えて住民同士が交流し学び合うなど、これまで結び付きのなかった人と人とがつながり、新たな参加の輪を広げる取組を進めます。

コラム　つながりは元気で暮らす秘訣！

趣味の活動やボランティア活動など、人とつながる地域活動は、地域の力を高めるだけでなく、高齢者の健康にもよい影響を与えることが近年の研究で分かっています。

サロン参加者は、要支援・要介護認定者になる割合が**少ない**

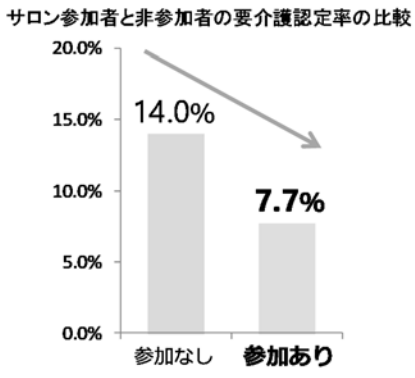

※愛知県武豊町で、2007年5月から活動を開始した「憩いのサロン」において、参加者の状況を2012年3月まで追跡調査。3回以上参加した人のみを「参加あり」とし、0～2回の参加者は「参加なし」に分類した結果

他者と交流している人は、認知症になる確率が**低い**

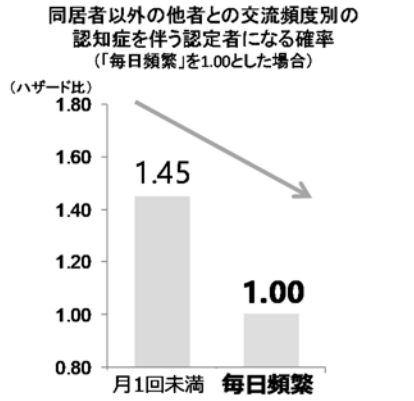

※愛知県下の6市町村において、65歳以上の高齢者14,804人を対象に、2003年から約10年間の追跡調査を行った結果。性別、年齢、世帯構成、就学年数、婚姻状態、等価所得、治療疾患の有無、物忘れの有無、居住地域を調整した結果

趣味がある人は、認知症にならない確率が **2.2** 倍とのデータも

出典：日本老年学的評価研究資料

この１年間の個人・団体での地域活動参加状況（R 元年度 横浜市高齢者実態調査）

何らかの地域活動に参加している高齢者	健康・スポーツ活動に参加している高齢者	地域活動に参加していない高齢者
47.4%	**21.1%**	**38.8%**

（２）就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

生きがい就労支援スポットの推進

事業内容	○高齢者一人ひとりの体力やライフスタイルに合わせ、企業に対して雇用条件等の緩和を働きかけるなど、活動先へのマッチング率の向上を目指します。

高齢者の就業支援

事業内容	○横浜市シルバー人材センターで、市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的、短期的その他軽易な仕事の注文を受け、高齢者（登録会員）に対して仕事を紹介することで、就業を通じた社会参加を支援します。 ○就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と意欲のある高齢者をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することを検討します。

（３）ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）　新規

事業内容	○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。 ○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。

ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）

「ハマボノ」は、仕事で培った経験を生かしたボランティア活動の仕組みです。幅広い年代のプロボノワーカーがチーム又は個人で、地域団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供（ホームページ作成、運営マニュアル作成等）に取り組みます。こうしたハマボノの仕組みにより、団体の活動の充実や地域づくりを推進します。

プロボノとは？
プロボノの語源は「公共善の為に」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」です。

よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	○高齢者がボランティア活動を行うことにより、健康増進、介護予防、社会参加、生きがいづくりを促進します。 ○活動者拡大のため、登録者へ活動の場の情報を継続的に提供します。また、活動対象施設等を拡大します。

（４）シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	○高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続するために、老人クラブが高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう、横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。 ○活動の維持・発展をするために、老人クラブが担う社会的役割を周知し、会員の加入促進・減少防止を図ります。 ○今後を担う新たなリーダーの養成や 30 人未満のクラブへの支援を拡大します。

敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	○敬老特別乗車証の利用実態をより正確に把握した上で、将来に向けて事業を持続させるため、IC 化等について検討します。

生涯学習への支援

事業内容	○全区に設置されている市民活動・生涯学習支援センターでは、学習情報の提供や学習相談、仲間づくりなどにより、市民の学習活動を支援します。 ○市民・学校・民間教育事業者・企業等との協働による学習支援を進めます。また、横浜にある多彩な学習資源を、市民一人ひとりが、主体的な学びや活動に活用できるような環境づくりを進めます。 ○地域コミュニティの活性化に向け、世代を超えたネットワークづくりを支援します。

（５）スポーツ活動・健康づくりを通じた、明るく活力のある長寿社会づくりの推進

老人福祉センターの機能の向上

事業内容	○各区に設置された老人福祉センターで、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等を実施します。 ○「健康づくり」、「体力づくり」、「介護予防」に向けた機能の強化を図るためのメニューや社会参加につながるメニューを充実させます。 ○施設の老朽化が課題になっているため、持続可能な運営等について検討します。

生涯スポーツへの支援

事業内容	○地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページで紹介します。 ○市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。 ○老人クラブ等を通じ、誰でも気軽に楽しめるシニア向けのスポーツを紹介します。

３．生活支援

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析

事業内容	○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化します。 ○人口構成、医療及び介護等のデータと合わせて複合的に地域分析を行い、地域分析結果を地域等と共有します。

住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。

要支援者等に配慮した住民主体による活動の支援

事業内容	○加齢とともに足腰が弱くなっても、継続的に介護予防や生活支援に取り組むことができる地域づくりを進めます。 ○住民主体のボランティア等が要支援者等を含む高齢者に配慮した活動（交流・居場所、訪問、配食、見守り）を実施する場合に、活動に係る補助金を交付します。

空家などを活用した高齢者向け活動支援拠点等の導入促進　拡充

事業内容	○空家を活用した、住宅地への高齢者支援施設や地域交流施設などの「地域活性化に貢献する施設」などの設置を促進するため、「空家活用の専門家の派遣」と「改修費用の補助」を一体的に行う制度の検討を進めます。

多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な支援主体が、連携・協働する場（協議体等）を通じて、共通の目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせて、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。 ○関係者が多様な主体と連携した課題解決に取り組めるよう人材育成に取り組みます。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

○医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
○医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

【第８期計画の重点キーワード】

在宅生活を支える医療・介護サービス	専門職による多職種連携

１．在宅介護･リハビリテーション

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供します。 ○新規事業所向けセミナーや集団指導講習会等を通じて、運営基準に則った安定したサービス提供を促します。

24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	（ア）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をおおむね日常生活圏域に１か所以上で提供できるよう整備を進めます。 ○看護小規模多機能型居宅介護については、各区１か所以上で提供できるよう整備を進めます。 ○事業所の整備量を確保するとともに、不動産事業者との連携や公有地の貸与を行うなどの方法により、未整備圏域の解消を図ります。 （イ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対し、必要なサービスが提供できるよう整備を進めます。 ○事業者連絡会と連携し、市民や関係機関に対し、リーフレットや事例発表会等を通じてサービスの特徴やメリットの周知に努め、必要な方のサービス利用につなげます。

２．在宅医療･看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

（１）医療・介護連携の強化

在宅医療連携拠点　**拡充**

事業内容	○市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、市医師会等と協力して 18 区に設置した在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築します。 ○質の高い相談支援の提供に向け、在宅医療連携拠点相談員のスキルアップを図るため、課題に応じた研修等を実施します。

在宅医療連携拠点・地域ケアプラザ・行政による在宅医療介護の連携強化　**拡充**

事業内容	○市医師会と協力して 18 区の在宅医療連携拠点運営の安定と地域特性に応じた活動の支援を図るとともに、医療機関や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）及び関係団体との連携を強化し、在宅医療の更なる充実を図ります。 ○患者の情報を地域の医療機関、介護施設等で共有することで、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら、患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供する仕組みである「ＩＣＴを活用した地域医療連携ネットワーク」の構築に向けた取組を支援します。

（２）在宅医療に関わる人材の確保・育成

在宅医療を担う医師の養成研修等の実施　**拡充**

事業内容	○医師会と連携し、より多くの医師が在宅医療に取り組めるための体制整備を図るとともに、在宅医療を担う医師を養成します。 ○行政職員等を対象に研修を実施し、質の高い医療と介護の連携を推進できる人材を育成します。 ○医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。

在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上　**拡充**

事業内容	○在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援するとともに、訪問看護師向けの相談窓口を運営します。 ○地域の医療機関や訪問看護事業所に対し、病院の認定看護師・専門看護師を講師として研修等を行います。 ○「訪問看護師人材育成プログラム」を活用し、地域の医療機関等が協力して訪問看護師を育成します。

（3）在宅医療の普及・啓発

在宅医療を推進するための市民啓発　拡充

事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。 ○インターネットを活用して、地域包括ケアシステムや医療・介護に関する情報と連携した広報の充実を図ります。

脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用

事業内容	○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配付します。 ○インターネットを活用し、脳血管疾患患者に必要なサポート等について、広く周知を図ります。

脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然脳卒中などの脳血管疾患により入院となったとき、これからどのような経過をたどるのか、本人・家族ともによく分からず不安に思う方がいらっしゃいます。

脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～は、「どんな手続が必要か」「どのようなサービスが受けられるのか」などをあらかじめ知ってもらうための本人・家族向けのパンフレットです。

区役所・地域包括支援センター・一部病院などで対象者向けにお渡ししています。

（4）医療につながるための支援

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及　拡充

事業内容	○本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導に当たるかかりつけ医等を持つことが重要です。このため、医師会等の関係機関と連携しながら、かかりつけ医の普及を促進します。 ○かかりつけ医については、横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近なかかりつけ医を紹介するなど、普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。 ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。 ○服薬管理に関する相談を受けるかかりつけ薬剤師・薬局や、在宅訪問が可能な在宅医療受入可能薬局の活用を促進します。

３．保健･福祉

施策の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザの強化を図ります。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対し、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

（１）地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上） 拡充

事業内容	○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員向け研修の充実を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。 ○複合的な課題を抱える世帯への支援も含め、関係機関との連携を推進し、相談・支援に取り組みます。また、多様な課題に対応するため、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が関係機関と連携して支援した事例の共有を行います。 ○高齢者の生活課題解決に向け、地域ケアプラザの強みを生かし、各職種が連携して個別課題から地域の課題を捉え、地域の力を生かしながら取組を進めます。 ○職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図るため、処遇改善等の検討を進めます。

（２）高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進 拡充

事業内容	○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」、「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。

高齢者虐待防止

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。 ○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え適切な運営指導を行います。

（３）地域で見守り合う体制づくり

民生委員等による見守り活動の支援

事業内容	○行政が保有する 75 歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を、民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。 ○把握した状況に応じて、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら、相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう取り組みます。

民間活力の導入　拡充

事業内容	○地域や介護現場の課題解決や負担軽減などにつながる民間企業の技術やノウハウの導入支援を進めます。また、介護事業者等が先進的な導入事例を共有する機会を創出します。 ○新しいケアモデルの確立、介護現場における業務の改善や効率化、介護サービスの質の向上等を目指します。 ○公民の多様な主体の連携により、データやＡＩ、ＩｏＴ等の先端技術の活用の在り方を研究します。

市民による福祉保健活動の支援

事業内容	○中学校区に１か所整備している地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や各区１か所設置している福祉保健活動拠点では、活動の場所を提供するだけでなく、活動についての相談・支援やボランティアの発掘・育成を行います。 ○子どもが福祉分野の活動や体験を通して積極的に地域や社会に参画できるよう、学校、地域及び関係機関における連携を推進します。

自治会・町内会、地区社協との連携

事業内容	○自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。

（４）介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、支援者の質の向上を図ります。

介護者のつどい

事業内容	○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。

４．医療･介護･保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

地域ケア会議

事業内容	○地域ケア会議を通じて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現につなげます。 ○より質の高い地域ケア会議が運営できるよう、区・地域ケアプラザ・社会福祉協議会等の関係職員に向けた研修を実施します。

地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組みです。

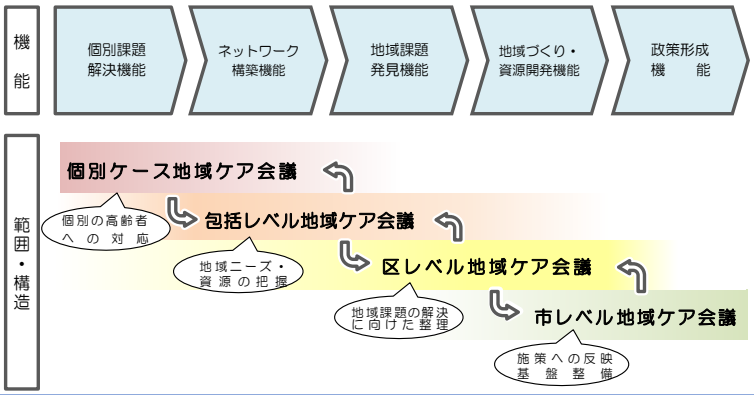

ケアマネジメントスキルの向上　拡充

事業内容	○自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。 ○医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。＜再掲＞ ○ケアマアネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容	○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。 ○高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を行います。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

○日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

○自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

【第８期計画の重点キーワード】

安心して暮らせる住まいの確保　　**高齢者の住まいの悩みの解消**

	単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
介護保険施設（定員）							
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	人	15,855 (262)	16,401 (546)	16,899 (498)	**17,318** **(419)**	**17,956** **(638)**	**18,846** **(890)**
※うち、地域密着型	人	55 (0)	55 (0)	84 (29)	**113** **(29)**	**171** **(58)**	**200** **(29)**
介護老人保健施設	人	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	**9,571** **(0)**	**9,571** **(0)**	**9,571** **(0)**
介護医療院／介護療養型医療施設	人	362 (0)	272 (△90)	272 (0)	**272** **(0)**	**272** **(0)**	**272** **(0)**
居住系サービス（定員）							
認知症高齢者グループホーム	人	5,583 (281)	5,754 (171)	5,922 (168)	**6,147** **(225)**	**6,372** **(225)**	**6,597** **(225)**
特定施設（有料老人ホーム）	人	14,033 (798)	14,540 (507)	15,302 (762)	**15,752** **(450)**	**16,202** **(450)**	**16,652** **(450)**
※うち、介護専用型	人	4,320 (808)	4,915 (595)	5,677 (762)	**6,127** **(450)**	**6,577** **(450)**	**7,027** **(450)**
※うち、地域密着型	人	12 (0)	12 (0)	12 (0)	**12** **(0)**	**12** **(0)**	**12** **(0)**
※うち、混合型	人	9,701 (△10)	9,613 (△88)	9,613 (0)	**9,613** **(0)**	**9,613** **(0)**	**9,613** **(0)**

※H30,R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値
※上段：年度末の定員数、下段：年度中の増減

「施設整備量」の考え方

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の供給量（定員×利用率）の 75 歳以上人口に占める割合が、７期末と８期末で同等（9.0%）になるよう整備します。

１．個々の状況に応じた施設･住まいの整備･供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保するとともに、個室ユニットケアを進めます。

（１）施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備（サテライト型含む）

事業内容	○要介護認定者や認知症高齢者が増加し施設入所を必要とする方が増えるため、新規整備 450 人分とショートステイの本入所転換 150 人分を合わせ、年間 600 人分程度を整備します。 ○サテライト型特別養護老人ホームは定員 29 人以下の小規模施設で、通常の特別養護老人ホームと比べ、本体施設との密接な連携により人員・設備基準が緩和されます。狭い敷地面積でも建設でき、地域との連携も図れることから整備を推進します。

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（医療対応促進助成含む）

事業内容	○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。 ○特別養護老人ホームにおいて医療的ケアが必要な方の受入れを行います。

介護老人保健施設

事業内容	○介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。 ○介護老人保健施設における入所及び短期入所の利用促進を図ります。

介護医療院・介護療養型医療施設

事業内容	○介護療養型医療施設については、令和６年３月末で廃止し介護医療院等へ円滑に移行を進めます。 ○医療療養病床からの転換や新設に向けた検討を行います。

認知症高齢者グループホーム

事業内容	○認知症高齢者が増加しグループホームを必要とする方も増えると見込まれることなどから、引き続き年間 225 人分程度整備します。 ○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。

特定施設・有料老人ホーム

事業内容	○特定施設については、介護専用型特定施設（介護付有料老人ホーム）を年間 450 人分程度整備します。 ○公募の対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。 ○特定施設の整備については、比較的低額な料金、他のサービス種別との併設など横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備の誘導を進めます。

（２）高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	○生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、国の制度等を活用して供給を促進します。 ○実地指導等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。 ○特定施設の公募対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。 <再掲>

（３）安心して住み続けられる環境の整備

生活援助員派遣事業　拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への派遣を拡充します。

（４）高齢者の賃貸住宅等への入居支援

住宅セーフティネット制度の推進　拡充

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するための「住宅セーフティネット制度（登録制度・経済的支援・居住支援）」として、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。 ○低所得の高齢者等に対して、家賃等の一部を補助する「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給を進めます。 ○横浜市居住支援協議会において「家賃補助付きセーフティネット住宅」の申請に対するオーナーの負担を軽減するため、申請の代行に対する補助制度を実施します。 ○登録制度について、オーナー等の不安を払拭し「セーフティネット住宅」の供給を促進するため、不動産関係団体と連携し「居住支援協議会ガイドブック」等を活用しながらきめ細かな周知を進めます。 ○経済的支援について、家賃及び家賃債務保証料減額補助を継続して行うとともに単身高齢者への「見守りサービス」に対する補助制度の検討を進めます。 ○居住支援について、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会が不動産事業者や福祉支援団体などを「サポーター」として認定し、団体や区局の連携を強化する制度の検討を進めます。

２．相談体制･情報提供の充実

施策の方向性

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」の充実に取り組みます。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関する情報提供を行っている「高齢者施設・住まいの相談センター」について、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。 ○特別養護老人ホームの入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら個々の状況に適したサービスの選択につなげます。 ○高齢者がより身近な場所できめ細かな相談ができるよう、区役所や地域ケアプラザなどへの「出前講座」や「出張相談」の充実に向けた検討を進めます。 ○横浜市居住支援協議会において、高齢者等の住宅確保要配慮者やオーナー、不動産事業者、福祉支援団体からの住まいに関する相談体制の充実を図ります。 ○「住まいの相談窓口」として、市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談ができるよう「ハウスクエア横浜」、「住まいるイン」、「居住支援協議会相談窓口」のほか、民間事業者等と連携して相談や情報提供を行います。 ○「住まいの相談窓口」と「高齢者施設・住まいの相談センター」が連携し情報提供や相談体制の充実を図ります。

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
グループホーム、有料老人ホーム　など

Ⅳ　安心の介護を提供するために

○増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を３本の柱として総合的に取り組みます。

【第８期計画の重点キーワード】

介護職を目指す人への支援	選ばれる介護事業所

１．新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

資格取得と就労支援

事業内容	○訪問介護員（ホームヘルパー）等の新たな人材確保のため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講を支援します。 ○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。

住居確保の支援

事業内容	○新たに介護職員となる人（海外から来日する介護人材を含む。）等を対象とした住居の確保を支援します。 ○高齢化の進む大規模団地の活用や介護職員による地域貢献につながる仕組み作りを行います。

高校生の就労準備支援

事業内容	○学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講支援や、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を通じ、介護職のやりがいや魅力を伝えます。 ○卒業後の進路として、市内の介護施設等への就職を支援します。

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	○介護福祉施設で就労を希望する外国人を対象に、入国時に必要な日本語レベルや介護の現場で必要とされる実践的な日本語及び知識について、訪日前に研修を実施します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。 ○介護の仕事や日常生活の相談等「住居」、「仕事」、「生活」を一体的に支援し、新たな介護人材の確保を目指します。

２．介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

外国人介護職員等への支援

事業内容	○介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に、日本語学習の支援を通年で行い、研修に参加できない場合でも学習できるよう動画配信等を実施します。 ○外国人介護職員、受入関係者、先輩職員を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

事業内容	○中高齢者又は外国人介護職員雇用を条件に、介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助します。

介護職員の宿舎整備支援　新規

事業内容	○介護職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助します。

３．専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

経営者向け研修

事業内容	○介護施設の経営者層向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

事業所単位表彰制度　拡充

事業内容	○高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業者の取組を評価し、事業所単位の表彰を行います。 ○地域密着通所介護と（看護）小規模多機能型居宅介護に加え、表彰対象となるサービスの種類を増やします。

Ⅴ　地域包括ケア実現のために

〇介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
〇介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

【第８期計画の重点キーワード】

老後の不安を安心に	ＩＣＴを活用した環境整備

１．高齢期の暮らしについて、準備･行動できる市民を増やすために

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

自分らしい暮らしについて考える機会の提供（ヨコハマ未来スイッチプロジェクト） 新規

事業内容	○歳を重ねても介護・医療が必要になっても、積極的で活動的に自分らしく暮らすこと（ポジティブ・エイジング）ができる社会の実現に向け、多様な主体と連携して広報・啓発を行う「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」に取り組みます。 ○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめたホームページ「地域包括ケアポータルサイト」の構築等を進め、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。

ヨコハマ未来スイッチプロジェクト
～ポジティブ・エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」（※）のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

具体的には、高齢者やその家族等、身近な方の困りごとに対する相談先を分かりやすくご案内したり、将来への備えや、健康に関する情報、地域とつながる情報等を集約した「地域包括ケアポータルサイト」を構築し、情報発信をしていきます。

知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がることを目指します。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には「未来を意識する“スイッチを ON にする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という２つの意味を込めました。

ヨコハマ 未来スイッチ Positive Aging

ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）【再掲】　新規

事業内容	○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。 ○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。

セカンド STEP プロモーション事業（退職後の生活・地域情報の提供）

事業内容	○退職前後の世代に向けて、新たな生きがいを持つことができるよう、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をＰＲし、アクティブな生活が展開できるようサポートします。

本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）　拡充

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。 ○エンディングノートを活用するための講座を開催します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。

エンディングノート
～これからの人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し書き方講座が開催されています。

各区のエンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配付しています。

18 区のエンディングノート

■例えばこんな内容を書くことができます

○私のプロフィール
○私の好きなこと
○金銭的なこと
○これからやってみたいこと
○もしものときの医療・介護の希望
○大切な人へのメッセージ

人生の最終段階の医療に関する検討・啓発　拡充

事業内容	○人生の最終段階の医療等に関わる専門職の人材育成等、人生の最終段階を安心して過ごすための体制づくりを行います。 ○「看取り期の在宅療養サポートマップ」を改訂し、本人や家族が看取り期の一般的なプロセス等を理解できる新たなツールを作成します。 ○「もしも手帳」を配布し、人生の最終段階での医療・ケアについて、市民の方が元気なうちから考え、希望を意思表示できるよう支援します。 ○アドバンス・ケア・プランニング（ACP：愛称「人生会議」）に関する基本的な知識や考え方を正しく理解した人材（医療・介護職等）を育成します。 ○市民が身近なところでアドバンス・ケア・プランニングについて知り、人生の最終段階について考えたり話し合うことができるよう啓発を進めます。また、より効果的な普及・啓発を推進するための啓発媒体等についても検討します。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。

「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。

“治療やケアの希望”“代理者の希望”“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。

元気なときこそ、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、
家族等の信頼のおける人と繰り返し話し合い、共有してみましょう。

２．高齢者にやさしい安心のまちづくり･ＩＣＴを活用した環境整備

施策の方向性

医療と介護のデータを活用して地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することにより、質の高いサービス提供体制の構築を推進します。また、ＩＣＴ技術も活用しながら、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりをソフトとハードの両面で進めます。

医療・介護のデータ活用の促進

事業内容	○医療と介護のデータを統合したデータベースを用いて地域課題についてデータ分析を行い、事業や施策へ反映します。 ○専門的見地が必要となる分析は、大学等の外部研究機関と共同研究を実施し、研究成果を活用するとともにワークショップなどを通じてデータ分析スキルを持つ人材を育成します。

ＩＣＴの活用～施設等での活用推進～　新規

事業内容	○特別養護老人ホーム等におけるオンライン面会や職員研修の促進及び業務効率化等を図るため、ＩＣＴ環境を整備します。 ○地域ケアプラザ等に Wi-Fi 等が利用できる環境を整備し、講座やサークル活動、会議等をオンラインで開催できるようにすることで「新しい生活様式」等にも対応できるようにします。

高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

事業内容	（ア）福祉のまちづくりの普及・推進 ○本市職員や市内設計士を対象に、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的とした「福祉のまちづくり研修」を実施し、条例の趣旨について周知するとともにバリアフリーに対する啓発を促進します。 ○次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解や関心を高めるため、小学生向けのリーフレットを作成し授業や家庭学習で活用するなど、福祉教育への理解を進めます。 ○全ての人が安全で快適に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。 （イ）施設等のバリアフリー化 ○横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。 ○鉄道駅舎におけるエレベーター等の設置やノンステップバスの導入を促進します。 ○「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進します。

３．介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

（１）介護給付適正化の推進【介護給付適正化計画】

要介護認定の適正化　拡充

事業内容	○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み認定事務の効率化を進めます。 ○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。

要介護認定事務センター

超高齢社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、各区で行っている要介護認定業務の一部を集約化し「要介護認定事務センター」を設置します。これにより、
(1)所要日数や申請件数の増加への対応
(2)要介護認定の適正化
(3)高齢者に係る福祉ニーズの増加への対応
につなげることを目的としています。

ケアプラン点検　拡充

事業内容	○ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。＜再掲＞

（２）介護保険事業者の質の向上、指導・監査

介護保険事業者に対する指導・監査の強化

事業内容	○介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護保険事業所等の運営状況の確認を行えるよう、外部委託による実地指導の対象サービスを拡大するなど、より効率的・効果的な指導・監査を実施します。

宿泊サービスの適正化　拡充

事業内容	○宿泊サービスを提供している通所介護事業所及び居宅介護支援事業所に対して、本市の指針に沿って宿泊サービスの提供が行われるよう助言を行い、宿泊サービスの適正化を図ります。

介護相談員派遣事業の推進

事業内容	○介護施設の利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行う介護相談員の育成や派遣施設を増やすことにより、介護サービスの質の向上を図ります。

４．高齢者が適切な制度･サービスを選択できるための広報、情報提供

施策の方向性

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

介護サービス情報の公表【再掲】

事業内容	○利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 （本制度は、平成 30 年度に都道府県から政令指定都市に移譲されました。）

バリアフリーに関する情報の受発信

事業内容	○福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページにおいて提供します。 ○高齢者に対する市職員の理解を深め、カラーユニバーサルデザイン（誰にでも分かりやすい配色に配慮した環境、サービス、情報等を提供する考え方）を意識した情報発信を推進します。

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業者リストの発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットは多言語に翻訳し市ホームページ等において提供します。

よこはまシニア通信

高齢者に関する情報を広く市民に提供するため、2013 年度から広報よこはま市版に「よこはまシニア通信」として記事を掲載しています。　横浜市　シニア通信　検索

５．苦情相談体制の充実

施策の方向性

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して、関係機関で連携し迅速かつ的確な対応を行います。

苦情相談対応の充実

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。

Ⅵ　自然災害・感染症対策

〇地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
〇必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

【第８期計画の重点キーワード】

自然災害や感染症への備え	緊急時の助けあい

１．緊急時に備えた体制整備･物資調達

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

新型コロナ・災害時相互応援助成事業 新規

事業内容	○特別養護老人ホーム等での感染症発生による施設職員の自宅待機や自然災害等の発生時における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設に対して協力金を支給します。

高齢者施設新規入所者 PCR 検査費等助成事業 新規

事業内容	○高齢者施設内での感染拡大や重症化を防止するため、新規で特別養護老人ホーム等へ入所を予定している 65 歳以上の方のうち、本人がＰＣＲ検査を希望する場合に、検査に係る費用を助成します。

緊急ショートステイ

事業内容	○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。

生活支援ショートステイ

事業内容	○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった高齢者を受入れます。

介護事業所等における必要物資の備蓄・調達・輸送体制の整備 新規

事業内容	○介護サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した際の感染拡大を防ぐための衛生用品を備蓄します。

福祉避難所の協定締結

事業内容	○特別養護老人ホーム等の高齢者施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護高齢者の受入れを行います。

福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。

事業継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	○高齢者施設等における感染症と大規模災害に備えた事業継続計画（ＢＣＰ）の作成を促進します。

避難確保計画策定の推進

事業内容	○土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に所在する高齢者施設等において、災害の種別に応じた避難に関する計画の作成を促進します。 ○高齢者施設等において、避難確保計画に基づいた訓練を実施します。

災害時要援護者支援

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。

住宅の地震対策の推進　拡充

事業内容	○旧耐震基準※の木造住宅や分譲マンションについて、耐震診断や耐震改修にかかる費用を補助するほか、木造住宅については除却にかかる費用や防災ベッド・耐震シェルターといった減災対策の設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和 56 年５月末以前の基準）

２．防災･感染症予防対応力の向上に向けた研修･啓発

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	○特別養護老人ホーム等における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染担当者等を対象とした研修を実施します。 ○感染症対策研修の動画配信や感染症対策マニュアル、啓発用パンフレットの配布を行います。

介護予防交流拠点の防災力向上に向けた取組　新規

事業内容	○高齢者サロン等の介護予防交流拠点の防災力向上に向け、地域特性に応じた地震発生時の避難行動や注意事項、日頃の備え等に関して、外部講師による出前講座を実施します。

第５章　認知症施策推進計画の施策の展開

○認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。
○発症以前からの理解、発症の気付きと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。
○自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

【第８期計画の重点キーワード】

認知症の早期発見・早期対応	認知症の本人からの発信支援

１．正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

（１）認知症に関する理解促進

認知症サポーターキャラバンの推進

事業内容	○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に、子ども・学生、企業等へ養成講座を拡大します。 ○認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校における教育、高齢者との交流活動等を推進します。 ○認知症サポーター養成講座を修了した人が学習する機会を設け、実際の活動につなげるための取組をより充実します。 ○認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

「認知症サポーター」とは

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

★まずは認知症サポーターから始めよう!!

本市では地域住民、小中学校や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催されています。

認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター：ロバ隊長

キャラバン・メイトの活動充実　拡充

事業内容	○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。企業向けキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発　拡充

事業内容	○「世界アルツハイマーデー（毎年９月 21 日）及び月間（毎年９月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。また、ＨＰや図書館、啓発媒体等を活用し、各種取組やイベント情報を紹介します。

（２）相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用　拡充

事業内容	○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等を周知します。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

★認知症ケアパスガイドとは

認知症ケアパスガイドとは、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けるという考え方を基本として作成しています。

★横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

横浜市では、平成 27 年度に認知症の人、その家族、医療・介護関係者等の間で共有し、認知症の人が状態に応じて、医療・介護サービス、インフォーマルサービス等の適切な支援が切れ目なく受けられることを目指し横浜市版認知症ケアパスガイドの作成を行いました。各区役所や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等で配付しています。

認知症に関する相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等についての周知や、区役所及び認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用されています。

（３）認知症の本人からの発信支援

本人発信の場の拡大 **新規**

事業内容	○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の本人とともに進めていきます。 ○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。 ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

本人発信支援「本人ミーティング」とは

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。

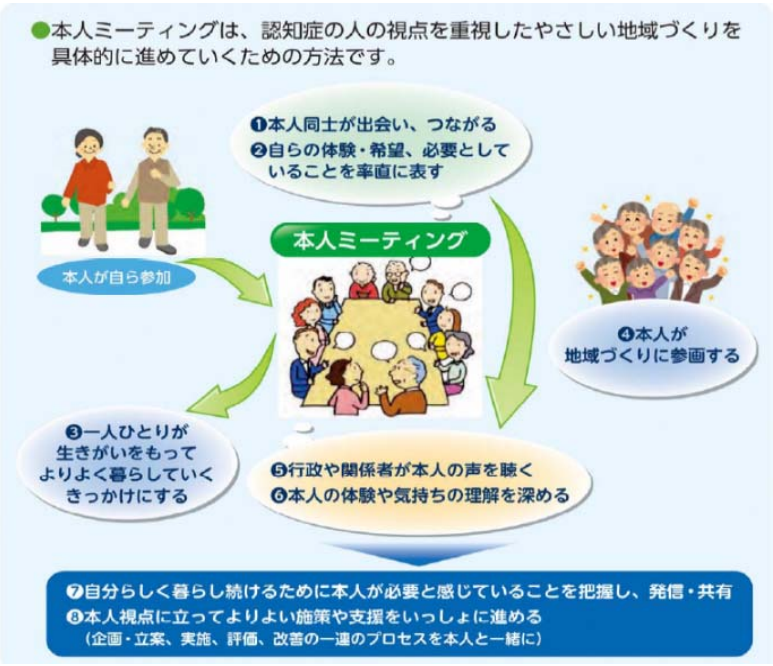

平成 28 年度　一般財団法人長寿社会開発センター発行「本人ミーティング開催ガイドブック」より一部抜粋

＜参加者の声＞

同じ病気を持った人同士なのでざっくばらんに話ができる。

同じ病気を持つ仲間と話しながら、今後の生活に役立てるための情報収集をしている。

同じ病気を持つ仲間同士であると分かり合える。新たに参加した人には、自分の知っていることを色々と伝えられる。

２．予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

（１）健康づくり、介護予防

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発　拡充

事業内容	○若い世代からの生活習慣病対策（糖尿病や高血圧症等）が、将来の認知症予防につながることから、健康づくり関連と連携を図りながら取組を進めます。 ○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じて、フレイル予防、口コモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。＜再掲＞

軽度認知障害（ＭＣＩ）を含めた認知症予防の正しい理解推進

事業内容	○軽度認知障害（ＭＣＩ）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。

「軽度認知障害（ＭＣＩ）」とは

もの忘れが主たる症状ですが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことをいいます。また軽度認知障害は正常と認知症の中間ともいえる状態で、年間で 10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられます。

この段階で対処すれば、認知症への移行を遅らせたり、移行せずに済むかもしれません。

認知症予防を実践しよう！

よく食べよう！

1日 10 品目を
きちんと食べよう

よく歩こう！

歩幅を広げて
姿勢よく歩こう

よく外に出よう！

社会参加・地域での
役割をもとう

行動範囲を広げよう

「軽度認知障害」のサインを見逃さない！

- □ **約束をよく忘れるようになった**
- □ **趣味への興味がなくなった**
- □ **服装に関心がなくなった**
- □ **家族や周囲の人との会話が少なくなった**

各区で「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を配布しています。
この冊子では、認知症予防のためのヒントが詳しく書かれています！

（２）地域活動、社会参加

本人や家族の居場所の拡大　拡充

事業内容	○認知症の本人、家族、関係者が集える場を増やします。 ○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。＜再掲＞ ○認知症の本人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進します。また、認知症カフェ等の運営支援や広報を行います。

本人や家族の居場所「認知症カフェ」とは

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には 100 か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向け交流会を開催しています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。

○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。

○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。

本人が主体的に社会参加できる場の充実　拡充

事業内容	○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。 ○認知症の本人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。 ○地域で開催される各種講座等の学びを通じて、高齢者の地域社会への参画を促進します。

３．医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

（１）早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進　新規

事業内容	○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（ＭＣＩ）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。軽度認知障害（ＭＣＩ）の人を身近な通いの場などへの参加につなげ、早期に対応することで認知症への移行予防を図ります。

もの忘れ検診

認知症の疑いのある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、65 歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。

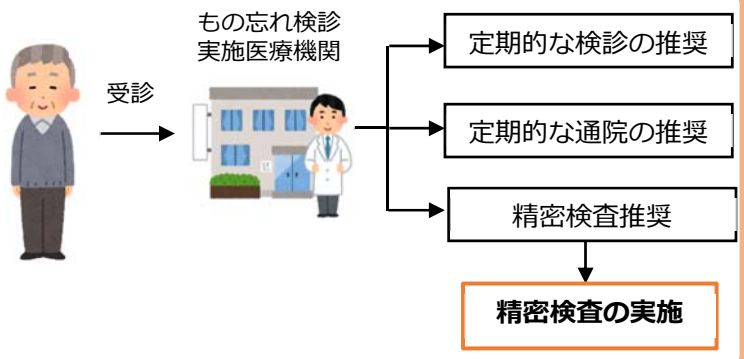

多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	○区役所や地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて適切な支援・調整を行います。 ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いのある人等の早期発見・早期対応を推進します。

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業者等と連携を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて対応力向上を図ります。

（２）医療体制の整備

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実　拡充

事業内容	○認知症疾患医療センターを市内に９か所設置し、認知症に関する地域の医療提供体制を強化します。 ○認知症疾患医療センターを地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。 ○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、ＢＰＳＤや身体合併症に対する急性期医療、ＢＰＳＤ・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。 ○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域での認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施しているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。

「中核症状」、「行動・心理症状（BPSD）」とは

ＢＰＳＤとは・・・
記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状を「行動・心理症状（ＢＰＳＤ）」と呼びます。

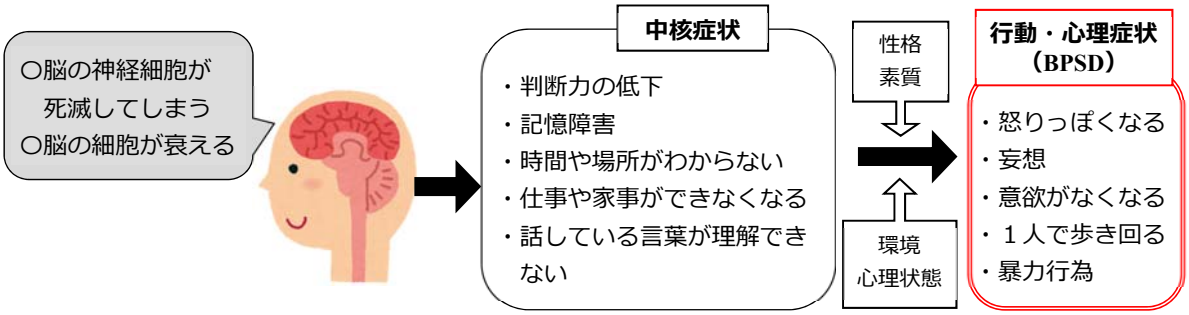

（３）医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等の認知症対応力向上の推進

事業内容	○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。 ○かかりつけ医認知症対応力向上研修により、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要がある場合は適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。

（４）介護サービス基盤整備、介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

介護人材の質の向上と認知症に対応した介護サービスの適切な提供　**拡充**

事業内容	○多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進します。「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を周知します。 ○多職種と連携を図り、認知症の人に合ったケアプランを作成し、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護サービスなどの介護サービスを提供します。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。＜再掲＞

コラム

認知症の人を支える
医療・介護・福祉・地域の連携支援体制

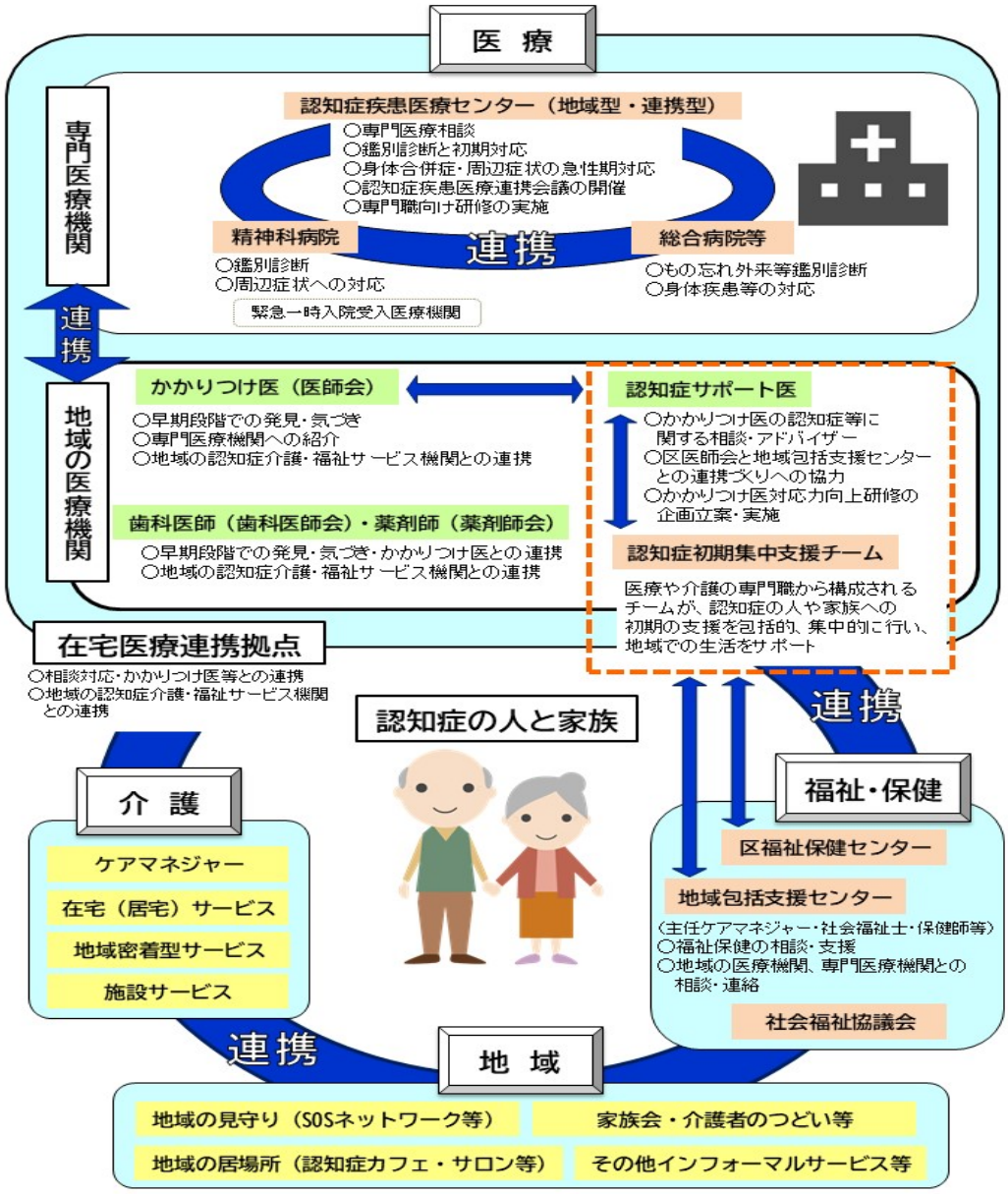

４．認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

（１）自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）【再掲】 拡充

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。 ○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。

（２）権利擁護

成年後見制度等の利用促進 拡充

事業内容	○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。 ＜再掲＞ ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。＜再掲＞ ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や、契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。＜再掲＞ ○高齢者や認知症等の判断力の低下した人の消費者被害を未然に防止するため、地域で見守る体制の構築を進め、関係機関の連携を強化します。

（３）虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。 ○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。

５．認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

（１）認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進　**新規**

事業内容	○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善を進めます。 ○職域別（交通事業者や金融機関等）の認知症への対応についてまとめたリーフレット等を作成し、各職域における接遇研修等への活用につなげます。

（２）見守り体制づくり

認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実　**拡充**

事業内容	○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、ＳＯＳネットワークの取組を推進し、合わせてＳＮＳ等の活用も検討します。 ○厚生労働省や神奈川県のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。

行方不明時の早期発見の取り組み

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

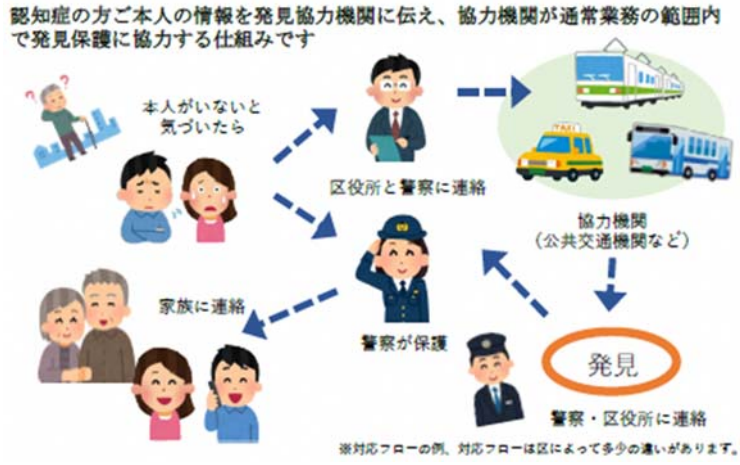

横浜市認知症高齢者等
見守りシール事業

行方不明になった認知症の方が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。

（３）介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進　拡充

事業内容	○介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいや認知症のケア技法等に関するセミナーを開催します。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう支援者の質の向上を図ります。 ＜再掲＞

相談事業の実施

事業内容	○区役所や地域包括支援センターにおける、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。 ○介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等を活用した周知を行います。

（４）若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族のつどいや居場所の充実　拡充

事業内容	○若年性認知症は、職場や産業保健スタッフが気付く機会が多いことから、サポーター養成講座やリーフレットの活用などを通して企業等への普及啓発を行い、職場における理解の拡大や雇用の確保につなげます。 ○若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、リーフレットを活用します。 ○若年性認知症の人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○若年性認知症の本人や家族が集える場の充実を図ります。

若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進　拡充

事業内容	○若年性認知症の人同士が集まって語り合う本人ミーティングを推進します。 ○若年性認知症の支援を更に充実させるために、若年性認知症支援コーディネーターの拡充を検討します。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。

第６章　介護サービス量の見込み・保険料の設定

１．主な介護保険給付サービスの見込量

（１）在宅サービス

サービス種別			第７期計画（実績）			第８期計画（見込）		
			平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
訪問介護	介護給付	回数	6,402,720	6,474,849	6,659,200	7,292,100	7,857,700	8,341,300
		人数	349,816	348,765	339,500	359,000	375,500	392,400
訪問看護	介護給付	回数	1,999,448	2,174,451	2,380,200	2,355,500	2,522,900	2,684,900
		人数	205,039	221,435	233,200	225,600	236,000	246,600
	予防給付	回数	247,961	297,907	348,400	341,600	362,400	385,900
		人数	29,455	34,946	40,000	38,400	40,200	42,000
通所介護	介護給付	回数	2,524,320	2,599,605	2,407,100	2,712,200	2,860,600	3,013,400
		人数	278,591	285,115	260,800	293,400	306,900	320,700
通所リハビリテーション	介護給付	回数	716,560	710,888	625,700	699,200	717,800	737,800
		人数	96,682	97,399	86,000	98,700	103,300	107,900
	予防給付	人数	16,971	19,815	19,100	22,000	23,000	24,000
短期入所生活介護	介護給付	日数	771,787	737,418	663,400	849,000	910,900	951,700
		人数	69,082	67,812	56,100	70,100	73,400	74,800
	予防給付	日数	9,134	9,327	5,900	8,200	8,400	8,600
		人数	1,482	1,564	1,000	1,400	1,500	1,600
特定施設入居者生活介護	介護給付	人数	106,717	112,137	119,100	142,500	148,200	154,000
	予防給付	人数	14,412	15,519	15,800	19,200	20,000	20,800
福祉用具貸与	介護給付	人数	522,100	541,730	557,200	551,800	577,200	603,200
	予防給付	人数	110,720	124,149	136,500	134,200	140,400	146,700

（２）地域密着型サービス

サービス種別			第７期計画（実績）			第８期計画（見込）		
			平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人数	9,433	10,139	10,700	10,500	10,900	11,400
地域密着型通所介護	介護給付	人数	158,752	164,764	152,500	169,600	177,400	185,400
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人数	27,755	27,940	28,200	28,200	30,900	33,600
	予防給付	人数	1,788	2,040	2,200	2,200	2,400	2,600
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人数	60,461	63,447	65,300	66,700	70,700	74,000
	予防給付	人数	192	117	100	100	100	100

（３）施設サービス

サービス種別			第７期計画（実績）			第８期計画（見込）		
			平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
介護老人福祉施設	介護給付	人数	173,938	178,806	188,300	193,700	198,200	207,000
介護老人保健施設	介護給付	人数	97,858	98,941	101,100	103,400	103,400	105,700
介護療養型医療施設	介護給付	人数	5,899	4,832	3,200	3,000	2,300	2,000
介護医療院	介護給付	人数	53	451	2,100	2,600	3,200	3,400

※年間値
※平成 30・令和元年度は実績値、令和２年度は実績見込み値、令和 3~5 年度は計画値

2．介護保険給付費等総額

後期高齢者の増加により、介護保険サービス利用者も増加していることから、給付費が年々増加しています。

令和３年度の介護報酬改定による給付費の増加、制度改正による給付費の減少も見込んでいます。

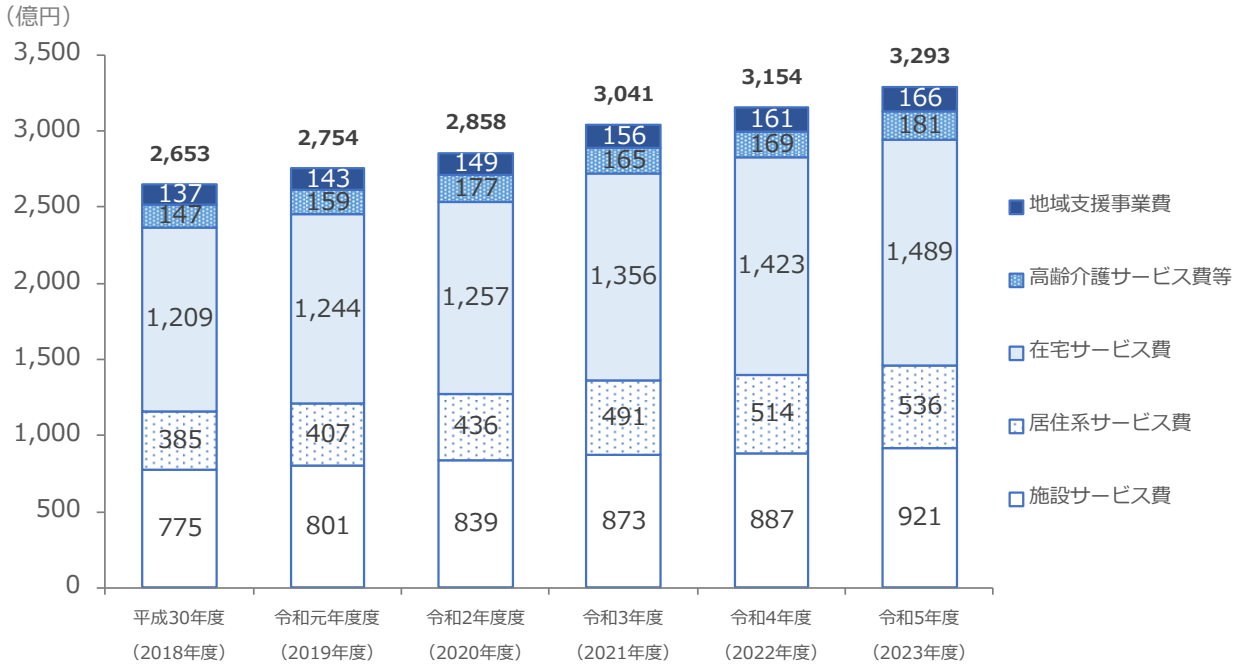

3．介護保険給付費の財源

介護サービスを利用する場合、費用の原則１割が自己負担となり、残りの９割が保険から支払われます。その財源の半分は公費（税金）により、国、都道府県、市町村が負担し、残りの半分を被保険者の保険料で運営しています。

介護サービスの利用量に応じて被保険者の方の保険料が決まることになります。

＜在宅給付費＞

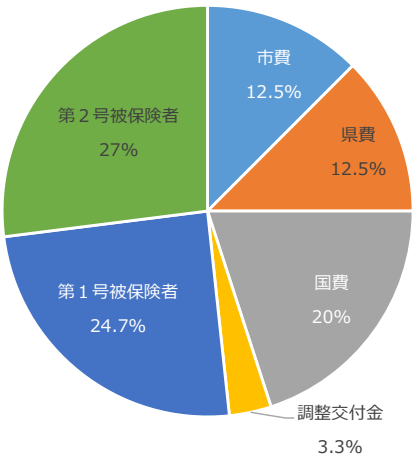

＜施設等給付費＞

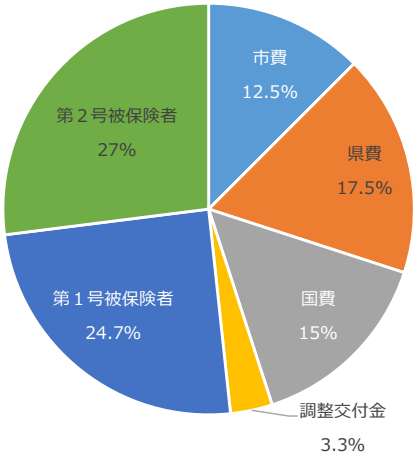

４．第１号被保険者保険料

これまでの要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬の改定による影響等から、第８期計画期間内の給付費を 9,488 億円と見込みました。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合（23%＋調整交付金の不足分 1.7%）を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩額（約 155 億円）を引き、被保険者数に段階割合を乗じた補正被保険者数（約 282.6 万人）で除することにより次期保険料基準額を算出しました。

（9,278億円（包括的支援事業・任意事業費以外）×24.7%＋210億円（包括的支援事業・任意事業費）×23%
-約155億円（介護給付費準備基金の取崩額）÷99.2%（予定収納率）
÷約 282.6 万人（補正被保険者数）÷12 か月≒6,500 円）

平成 30～令和２年度の保険料基準額（月額換算）	⇒	令和３～５年度の保険料基準額（月額換算）
6,200 円		**6,500 円**

（※端数処理を行っているため、完全一致しないことがある。）

５．令和７年度及び令和２２年度の見込み

総人口、第１号被保険者数の伸びなどから、要介護認定者数、サービス利用者数を見込み、令和７年度（2025 年度）及び令和 22 年度（2040 年度）の給付費と介護保険料を推計しました。

	第８期			第９期	第 14 期
	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和７年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
総人口	3,730,454 人	3,726,801 人	3,722,059 人	3,709,638 人	3,524,256 人
第１号被保険者数	931,300 人	935,500 人	941,200 人	954,300 人	1,158,200 人
前期高齢者 (65 歳~74 歳)	444,200 人	426,300 人	409,000 人	385,900 人	542,700 人
後期高齢者 (75 歳以上)	487,100 人	509,300 人	532,200 人	568,500 人	615,600 人
第２号被保険者数	1,335,700 人	1,339,300 人	1,340,500 人	1,335,600 人	1,078,700 人
要支援・要介護認定者数	178,100 人	185,200 人	191,700 人	202,700 人	258,000 人
介護保険サービス利用者数	146,600 人	152,400 人	159,000 人	169,400 人	185,700 人
年度給付費 (地域支援事業費含む)	3,041 億円	3,154 億円	3,293 億円	3,552 億円	4,462 億円
介護保険料（基準月額）	6,500 円			7,600 円程度	9,600 円程度

ヨコハマ
未来スイッチ
Positive Aging

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課
〒231-0005 横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
TEL：045-671-3412　FAX：045-550-3613
E－mail:kf-keikaku@city.yokohama.jp
令和３年３月発行

市連会５月定例会説明資料
令和３年５月１２日
政策局芸術創造本部室

新たな劇場整備の検討内容の紹介リーフレットの配布について

新たな劇場整備については、令和元年度から「横浜市新たな劇場整備検討委員会」において検討を進め、昨年 12 月に提言をいただき、本年２月開催の市連会・区連会でご報告をさせていただきました。

このたび、その内容について、分かりやすくお伝えするリーフレットが完成しましたので、自治会町内会に配布させていただきます。

１　配布資料

新たな劇場整備の検討内容の紹介リーフレット

２　配布先

配送ルートを利用して、自治会町内会長あてに１部ずつ配布します。

担当：政策局芸術創造本部室
芸術創造課・劇場計画課
電話：671-4399、4198

さらにポイント!

文化芸術創造都市としての戦略的投資

文化芸術や劇場整備は、一人ひとりの感性の醸成とともに、経済活動など中長期的、継続的かつ広範な効果の出現につなげられるものです。そこに公共の戦略的投資の意義があります。

整備予定地の負担

整備予定地は、土地開発公社から承継した土地と埋立事業会計所有の売却用地です。市で活用するに当たっては、一般財源の負担（約130億円）が生じるため、建設や運営に伴う公費負担とあわせて考慮すべきです。

関連事業の推進

新たな劇場整備による効果を一層発揮させるとともに、まちづくりの課題解決やまちの魅力を高めるため、あわせて推進すべき取組があります。

- フェスティバルの展開
- 横浜みなとみらいホール、横浜美術館、新たな劇場の三館による連携
- 企業と文化芸術のマッチング
- 高島中央公園と一体となった活性化
- バスアクセスなどの交通課題への対応
- 整備予定地の西側にある矩形敷地の活用

舞台芸術に関するこれまでの横浜市の取組

横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを毎年開催

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018
横浜ベイサイドバレエ「ボレロ」
東京バレエ団（振付：M・ベジャール）

横浜音祭り2019
街に広がる音プロジェクト

小学生を対象とした、一流の文化・芸術に身近な場所で触れる「本物体験」を実施

小学校6年生向け鑑賞会
劇団四季ミュージカル「こころの劇場」『カモメに飛ぶことを教えた猫』

小学生向けオーケストラ鑑賞会
「心の教育ふれあいコンサート」
神奈川フィルハーモニー管弦楽団

問合せ：横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課（新たな劇場整備検討委員会事務局）
TEL:045-671-4399

横浜市新たな劇場

OPEN YOKOHAMA

次代を担う
子どもたちの夢へ

文化芸術創造都市
横浜

～新たな劇場整備の
検討内容について
ご紹介します～

新たな劇場整備の検討にあたって

背景

- 横浜が文化芸術創造都市としてさらに飛躍する必要がある
- 文化芸術施設の不足により、トップレベルの舞台芸術に日常的に触れる場がない
- 芸術に触れることで、心の豊かさを育む機会が求められている

▼

新たな劇場を検討するため
外部有識者からなる「横浜市新たな劇場整備検討委員会」
（以下、「検討委員会」）を立ち上げました

経過

令和元年6月～11月
検討委員会を開催

令和元年12月
提言（第一次）のとりまとめ

令和2年6月～12月
検討委員会及び基本計画検討部会・管理運営検討部会を開催

令和2年12月
提言のとりまとめ

新たな劇場整備についての提言をご紹介します

提言の全文はこちらから

新たな劇場が目指す姿

高い芸術性の創造

世界トップレベルのバレエ・オペラなどの舞台芸術を横浜で楽しめます

集客・誘客による経済再生

国内外から多くのお客様が横浜に来てもらうことで、市内経済が活性化します

まちづくりの推進

みなとみらい２１地区の中核をなす施設として、まち全体の発展につなげます

地域の活性化・次世代育成

地域の文化活動団体が劇場を利活用する機会が増えます

舞台芸術を楽しむ機会が増え、子どもたちの豊かな心が育まれます

人材育成

本格的な人材育成機能の導入により舞台芸術の活性化につなげます

コロナ後を見据えた劇場

人・地域社会

次代を担う子どもたちが本物の舞台芸術に触れ、創造性や感性を育むこと、舞台芸術を支える人材の育成などに積極的に取り組むべきです。

技術

デジタル化の推進により、顧客の拡大、企業の技術開発の飛躍的な進展につながります。デジタル技術を先導的に導入するスマート劇場として実証実験の場を提案します。

経済再生

世界トップクラスの舞台芸術の日常的な上演により、広域からの誘客、特にアジアの顧客などが期待できます。横浜みなとみらいホール、横浜美術館との連携などにより、文化芸術創造都市としてのブランド力を高め、経済活性化へつなげます。

つながり

国内外の劇場との連携を一層深め、信頼関係にもとづく「つながり」を築いていきます。新作プログラムの制作、海外実演団体の招致の実現、舞台技術に関わる人材育成など、国全体の舞台芸術の活性化に貢献します。

文化芸術に関する都市間比較

文化芸術施設数

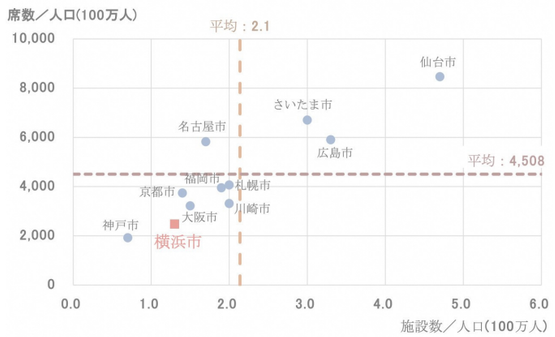

出典
・全国公立文化施設協会ホームページ
・住民基本台帳（令和2年1月1日）より市作成
※人口100万人以上の政令指定都市比較

文化予算

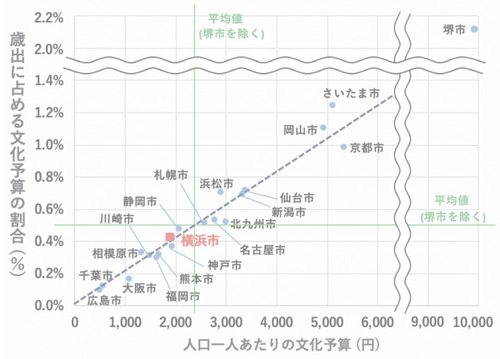

出典
・平成30年度財務資料集(総務省)
・住民基本台帳(平成31年1月1日)
・地方における文化行政の状況について（平成30年度文化庁）より市作成

施設計画の概要

整備予定地の概要

- みなとみらい２１地区60･61街区の一部
- 最寄り駅
  新高島駅から徒歩約5分
  みなとみらい駅から徒歩約7分
  横浜駅から徒歩約10分
- 敷地面積約23,000㎡

主な施設想定

- 延床面積約44,000㎡
- 客席数2,500席規模
- オーケストラピット
- 多面舞台、スタジオ
- レストラン、カフェ等

事業計画と見通し

施設建設費等の試算	約480億円
年間運営費の試算	約45億円（うち市費が約14億円）

▶ 経済波及効果額（試算）

劇場整備に係るものが	約684億円
劇場運営に係るものが	毎年約104億円

事業化の考え方

- 検討委員会では、横浜市の予算との比較や劇場整備による事業効果や横浜の将来のまちづくりの発展など、広く議論しました。
- 市民生活の安全、安心に関わる事業に影響を及ぼさないという前提のもと、市全体事業の優先順位を考慮することなどにより、整備に伴う負担は可能であり、妥当であるとの結論に至りました。
- 特に配慮すべきこととして、建設費への国からの補助金の積極的導入、負担の平準化の方法の検討、また、事業費が本格化する時期を丁寧に検討すべきとしました。また、年間運営費は、持続的な負担であり、国からの補助金とともに民間資金のさらなる導入をはかるべきとしました。

資料No.１８

令和3年度
二輪車交通事故防止強化月間
暴走族追放強化月間
横浜市実施要綱

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期　　間

令和３年６月１日（火）～６月30日（水）の１か月間

スローガン

運転に　ゆとり　　やさしさ　　思いやり
暴走は　しない　　させない　　ゆるさない！

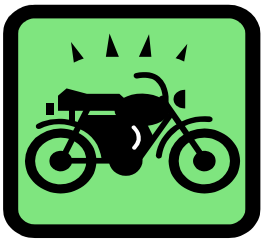

運動の重点

１　二輪車の交通事故防止
２　暴走族の追放

◆◇◆令和２年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◇◆

	件数（件）	構成率(%)	死者（人）	負傷者（人）
鶴見区	167	30.7%	3	150
神奈川区	126	31.7%	1	116
西区	63	28.1%	1	56
中区	121	29.4%	0	109
南区	139	36.8%	0	129
港南区	124	28.6%	0	111
保土ケ谷区	175	42.9%	4	152
旭区	202	36.3%	1	179
磯子区	127	37.1%	1	113

	件数（件）	構成率(%)	死者（人）	負傷者（人）
金沢区	156	29.8%	2	152
港北区	163	31.0%	1	142
緑区	92	28.5%	3	76
青葉区	126	24.9%	0	113
都筑区	104	24.2%	0	92
戸塚区	200	36.9%	1	182
栄区	67	32.4%	0	61
泉区	103	36.8%	0	95
瀬谷区	104	28.6%	0	96

	件数	全体を占める構成率	死者	全体を占める構成率	負傷者	全体を占める構成率
横浜市内全体	2,359件	31.9%	18人	37.5%	2,124人	25.1%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1.「運動の重点」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本指針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

1. 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。
2. 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。

警察

1. 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
3. 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
4. プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
5. 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
6. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の高揚を図ります。
2. 地域における暴走族への加入防止や追放の取組みを推進します。
3. 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

地域・家庭

1. 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
2. 家庭における交通安全の話し合いを奨励し、「交通安全ひとこえ運動」を推進しましょう。
3. 暴走族は、なぜいけないのか、迷惑で危険なのかなどを家族で話し合いましょう。
4. 地域で暴走族追放大会等を実施して、暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう

教育関係

1. 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。
2. みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。

道路管理者・鉄道事業者

1. 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話（６７１）２３２３

資料Ｎｏ．１９

区連会５月定例会資料
令和３年５月 20 日
栄 区 地 域 振 興 課

各地区連合町内会長　様

栄区地域振興課長
福祉保健課長

ＳＡＫＡＥＳＴＡ（さかえすた）の開所について

日頃から区政運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。
本郷台駅前に整備している、本郷地区センター・本郷台駅前地域ケアプラザ・さかえ区民活動センターが一体になった、新しい交流の場、ＳＡＫＡＥＳＴＡ（さかえすた）が 12 月１日（水）（予定）に開所するため、お知らせします。

１　開所日（予定）
令和３年 12 月１日（水）

２　所在地
横浜市栄区小菅ケ谷一丁目 1684 番４（地番）

３　施設概要
区民交流機能（地区センター）、福祉や保健に関する相談・支援機能（地域ケアプラザ）、市民活動・生涯学習支援機能（区民活動センター）が一体となった、市内初となる、多機能型の複合施設です。

４　ＳＡＫＡＥＳＴＡ開所にあたっての注意点
現在の本郷地区センターは、11 月 16 日（火）、さかえ区民活動センターは 11 月 22 日（月）から、移転準備のため一時休館となります。
施設の御利用方法等については、今後ホームページ等でお知らせします。

５　区民への周知
広報よこはま６月号にて周知します。

（担当）
栄区役所地域振興課　細谷、浅井
電話 894-8393　FAX 894-3099
Ｅメール sa-shisetsu@city.yokohama.jp
栄区役所福祉保健課　大野、藤森
電話 894-6962　FAX 895-1759
Ｅメール sa-cp-kyoten@city.yokohama.jp

資料NO. ２０

区連会５月定例会資料
令和３年５月 20 日
栄区地域振興課

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

区民利用施設の工事に伴う休館について

日頃より区政運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、令和３年度から令和４年度までの間の区民利用施設の工事に伴う施設休館について御連絡いたします。
なお、栄公会堂・栄スポーツセンターについては、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用することに伴い、休館期間が延長となりました。
皆様には御不便、御迷惑をおかけしますが、近隣施設を御利用いただく等、御理解と御協力をお願いいたします。

１　栄公会堂・スポーツセンター

特定天井脱落対策による天井改修工事及び空調設置工事を行います。

（１）工事対象：ホール、ホワイエ、体育室

（２）休館期間：令和３年４月１日から令和５年２月 28 日（予定）まで、全面休館
※新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用することに伴い、休館期間の終了予定日が令和５年２月 28 日に延長になりました。（従前は令和４年６月 30 日が休館終了予定日）

（３）発注部署：市民局地域施設課・スポーツ振興課

２　上郷地区センター

特定天井脱落対策による天井改修工事を行います。

（１）工事対象：体育室のみ

（２）休館期間：令和３年７月１日から令和４年２月 28 日（予定）まで、一部休館

（３）発注部署：市民局地域施設課

（担当）
栄区役所地域振興課　細谷、浅井、筒井
電話 894-8393　FAX 894-3099
Ｅメール sa-shisetsu@city.yokohama.jp

資料№21

区連会５月定例会資料
令和３年５月 ２０ 日
区 連 会 事 務 局

地区連合町内会長　各位

栄区連合町内会長

栄区連合町内会令和２年度事業報告及び収支決算報告並びに
令和３年度事業計画（案）及び収支予算（案）の結果について

新緑の候　皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

栄区連合町内会４月定例会は新型コロナウイルスの影響で書面開催となったため、議案「事業報告・収支決算報告及び事業計画（案）・収支予算（案）」については、書面での表決を行いました。

その結果について、次のとおりご報告いたします。

議案

議案１　栄区連合町内会令和２年度事業報告及び収支決算報告並びに令和３年度事業計画（案）及び収支予算（案）

承認７人、否認０人

結果

議案について、承認されました。

栄区連合町内会事務局
（栄区役所地域振興課）
担当：石塚・小西　TEL 894-8391
FAX 894-3099